

青森市緑の基本計画（素案）

青森市

青森市緑の基本計画 目次

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画の概要	- 3 -
1-2 都市における「緑」の機能	- 13 -

第2章 緑の現状について

2-1 青森市の概要	- 17 -
2-2 緑の現況	- 32 -
2-3 都市公園の経年数と維持管理の現状	- 37 -
2-4 その他の緑の現況	- 38 -
2-5 緑被率	- 39 -
2-6 緑化推進活動の現状	- 42 -

第3章 アンケート調査

3-1 市民アンケート調査	- 46 -
3-2 公園愛護会アンケート調査	- 55 -

第4章 前計画の目標達成状況と課題整理

4-1 前計画の目標達成状況	- 62 -
4-2 課題の整理	- 63 -

第5章 基本理念と将来像

5-1 基本理念	- 69 -
5-2 みどりの将来像	- 70 -
5-3 基本方針	- 74 -
5-4 緑地の保全及び緑化の目標	- 76 -

第6章 緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策

6-1 緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策	- 80 -
------------------------------	--------

第7章 緑化重点地区

7-1 緑化重点地区とは	- 91 -
7-2 緑化重点地区の設定	- 91 -
7-3 緑化重点地区における緑化方針	- 95 -

第8章 推進体制

8-1 各主体の役割	- 98 -
8-2 計画の進捗管理	- 98 -

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画の概要

1-2 都市における「緑」の機能

1-1 緑の基本計画の概要

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的・社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定する緑に関する総合的な計画であり、都市における緑の保全・創出のための取組や目標を定めるものです。

「青森市緑の基本計画」は、私たちの生活環境を構成する重要な要素である「緑」について、総合的かつ体系的に、行政をはじめ市民や団体、事業者などの皆さまと協働による保全や創出に関することを定めたものであり、緑豊かな潤いのある青森市の実現に向けての総合的な指針となる計画です。

(2) 計画改訂の背景と目的

青森市では、平成18年度に「青森市緑の基本計画」を策定し、平成28年度に見直しを行いました。その後、都市緑地法をはじめとする関係法令の改正に加え、本市の上位計画である「青森市総合計画前期計画」や「青森市都市計画マスターplan」、「青森市立地適正化計画」の策定など、まちづくりを取り巻く状況が大きく変化しました。さらに、SDGsや生物多様性の保全、脱炭素化の推進、人口減少・少子高齢化、地域経済の縮小など、「緑」をとりまく社会情勢の変化も顕著となっています。

こうした背景を踏まえ、将来にわたり“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”を継続し、青森市における緑づくりの課題解決を図るため、「青森市緑の基本計画」を改訂します。

(3) 計画期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間とします。なお、必要に応じ適宜見直しを検討します。



(4) 対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」は、公有地・民有地を問わず、樹木や草花などの植物をはじめ、植物が被っている土地、さらには植物と一体となった空間を対象とし、花壇の草花や街路樹などに限らず、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼までを含む広義なものとします。

表 1-1 緑地の分類

分類				緑地の種類
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	
		都市公園以外	公共施設	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設
			緑地	公共公益施設における植栽等
		準公共的施設緑地		学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帶及び植栽帶 など
		民間施設緑地		市民緑地
				公開空地、民間の市民農園、公開している教育施設（私立）、社寺境内地、民間の屋上緑化空間など
地域性緑地		法によるもの		自然公園（自然公園法）、農業振興地域農用地区域（農業振興地域整備法）、河川区域（河川法）、保安林区域（森林法）、史跡（文化財保護法）など
		協定によるもの		緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
		条例等によるもの		条例等による緑地の保全地区や緑化の協定区域、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地など

出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版

都市緑地法第3条第1項

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

(5) 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、本市の緑全般の施策を推進するためのマスタープランとして位置づけられ、「青森市総合計画前期基本計画」や「青森市都市計画マスタープラン」、「青森市立地適正化計画」などの上位計画及びその他関連計画はもとより、国が定める「緑の基本方針」や県の「青森県広域緑地計画」との整合性を図る必要があります。

本計画は「青森市総合計画前期基本計画」に掲げる施策、「3. まちをデザインする」「政策3 都市景観・居住環境の充実」「施策1 豊かな自然環境と調和した都市景観の形成」の推進に向けた個別計画で、本市の多岐にわたる緑地の保全及び緑化の推進を総合的に進めるものです。

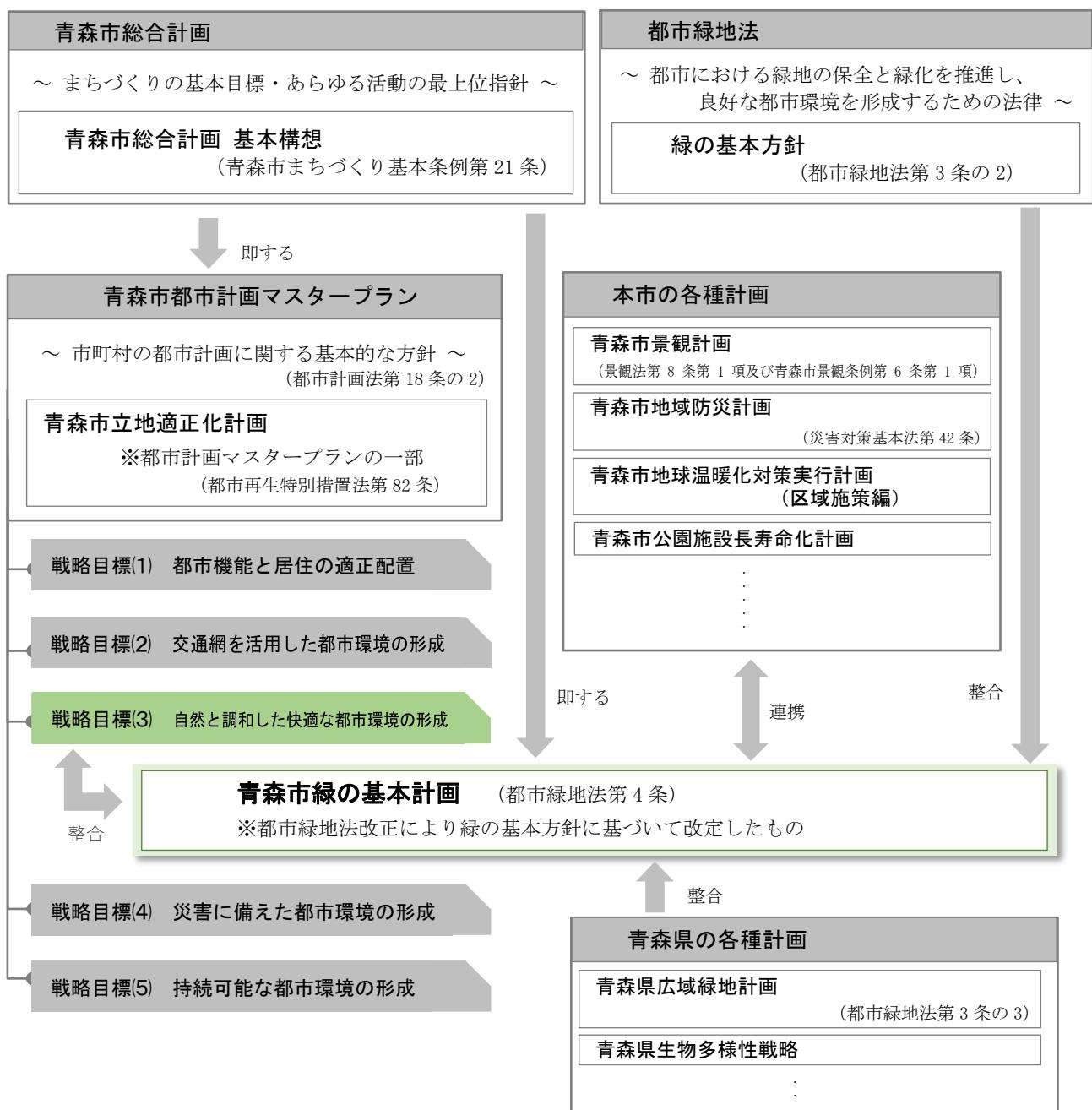


図1-1 計画の位置付け

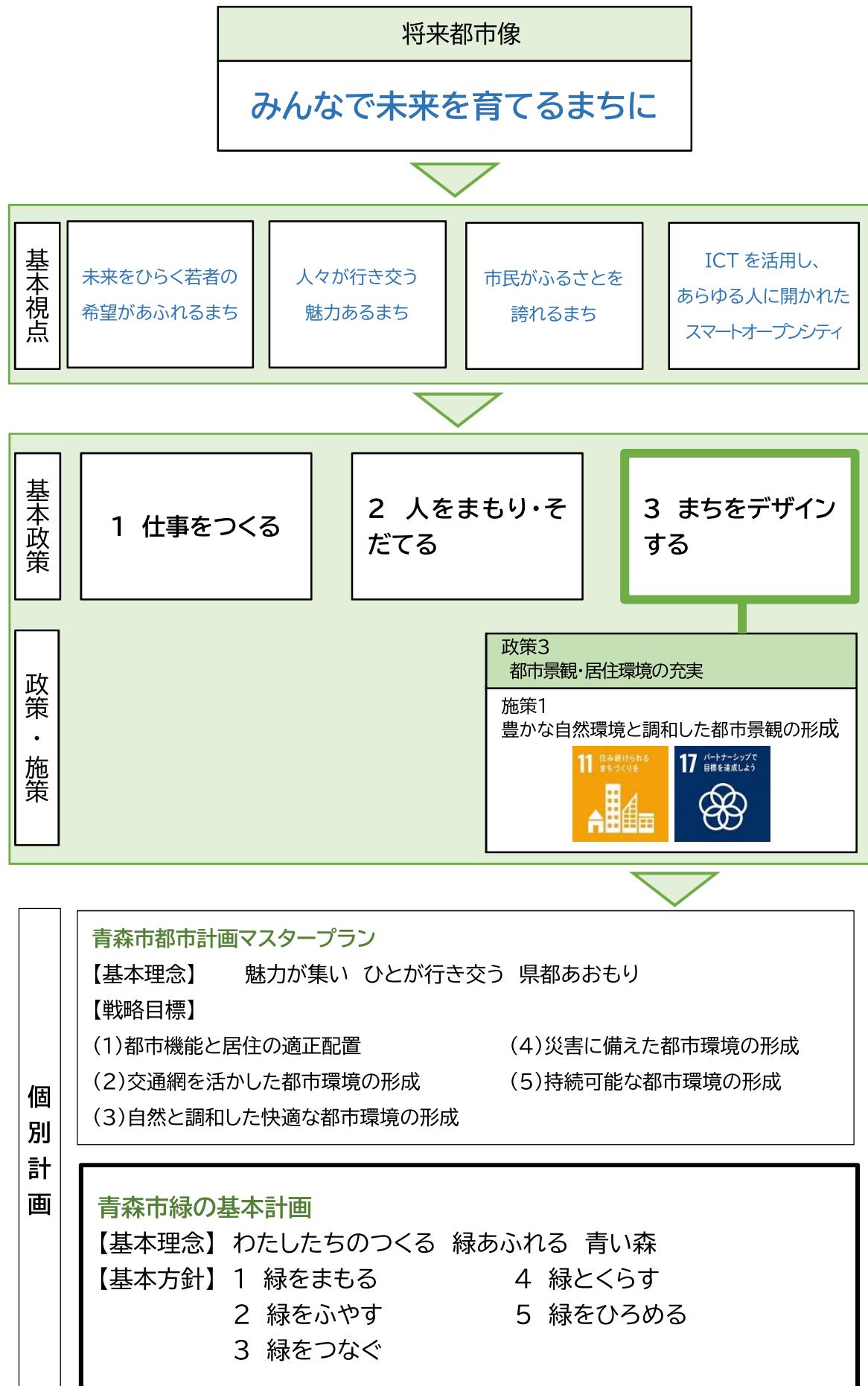


図 1-2 青森市総合計画前期基本計画との相関図

(6) 上位計画・関連計画

前述までのとおり、緑を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、緑の基本計画の上位計画や関連計画も策定・改定が進められています。主な上位計画・関連計画の概要については下記のとおりです。

【都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針】

(緑の基本方針) 令和6年12月

世界と比較してわが国の都市の緑地の充実度が低く、量的にも減少傾向にあること、また、気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-being向上等の課題解決に向けて多様な機能を有する緑地への期待の高まりなどを背景に、国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、都市における緑地確保への民間投資の呼び込み等を進めていくため、2024(令和6)年5月に都市緑地法が改正されました。

改正された都市公園法に基づき、国主導により戦略的に都市緑地を確保していくため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(緑の基本方針)が策定されました。これを踏まえ、都道府県が定める「緑の広域計画」や市町村が定める「緑の基本計画」には、国の方針で個別目標として掲げる「3つの都市」の実現に向けた取組や関連する指標等を位置づけることが求められています。

全体目標として、「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」、個別目標として、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「Well-beingが実感できる緑豊かな都市」を掲げています。

都市緑地法等の一部を改正する法律

公布 令和6年5月29日
施行 公布の日から6ヵ月以内

国土交通省

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るリハーサル不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
 - ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
 - ・都市計画における緑地の位置付けの向上
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
 - ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
 - ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
 - ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

特別緑地保全地区の例(東京都)

都市農業における緑地空間の創出の例(千代田区 大手町)

5

【青森県広域緑地計画】令和5年4月

青森県広域緑地計画は、人口減少や地域経済の縮小、自然災害など県土づくりの様々な課題を捉え、その解決に貢献するため、みどりの保全・活用・創出の取組の方向性を示し、様々な主体や行政分野と共有することを目的としたみどりに関する総合計画で、本市「緑の基本計画」の上位計画となり、広域視点からの緑地配置の指針となる役割を持ちます。

基本理念として、「多様な効用を持つみどりを保全・創造し、県民が真に豊かさを実感できる生活環境として、潤いに満ちた質の高いみどりの県土づくりを目指す。」を掲げています。

【青森市総合計画 基本構想・前期基本計画】令和6年9月

青森市総合計画は、本市の直面する課題として、人口減少、多様な主体との連携・協働の必要性、グローバル化・情報化社会への対応、短命市、自然災害、地球温暖化・海洋汚染など、時代を取り巻く大きな社会情勢の変化に直面している中で、誰もがこれまで以上に日々の幸せを感じ、誇りを持ち、未来を考えられるまちをつくるため、将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」と定めています。

本計画では、4つの基本視点として「若者」「魅力」「誇り」「スマートオープンシティ」を位置付け、基本政策等を展開していくこととし、「仕事をつくる」「人をまもり・そだてる」「まちをデザインする」という3つの柱に基づき、豊かで活気のある暮らし、健康でやさしい暮らし、安全で快適な暮らしを創るために、総合的かつ計画的な行政運営を図ることとしています。

【青森市都市計画マスタープラン】令和4年2月

青森市都市計画マスタープランは、本市における長期的な都市政策の視点に立って、都市の将来像から土地利用・都市基盤施設等の整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものです。

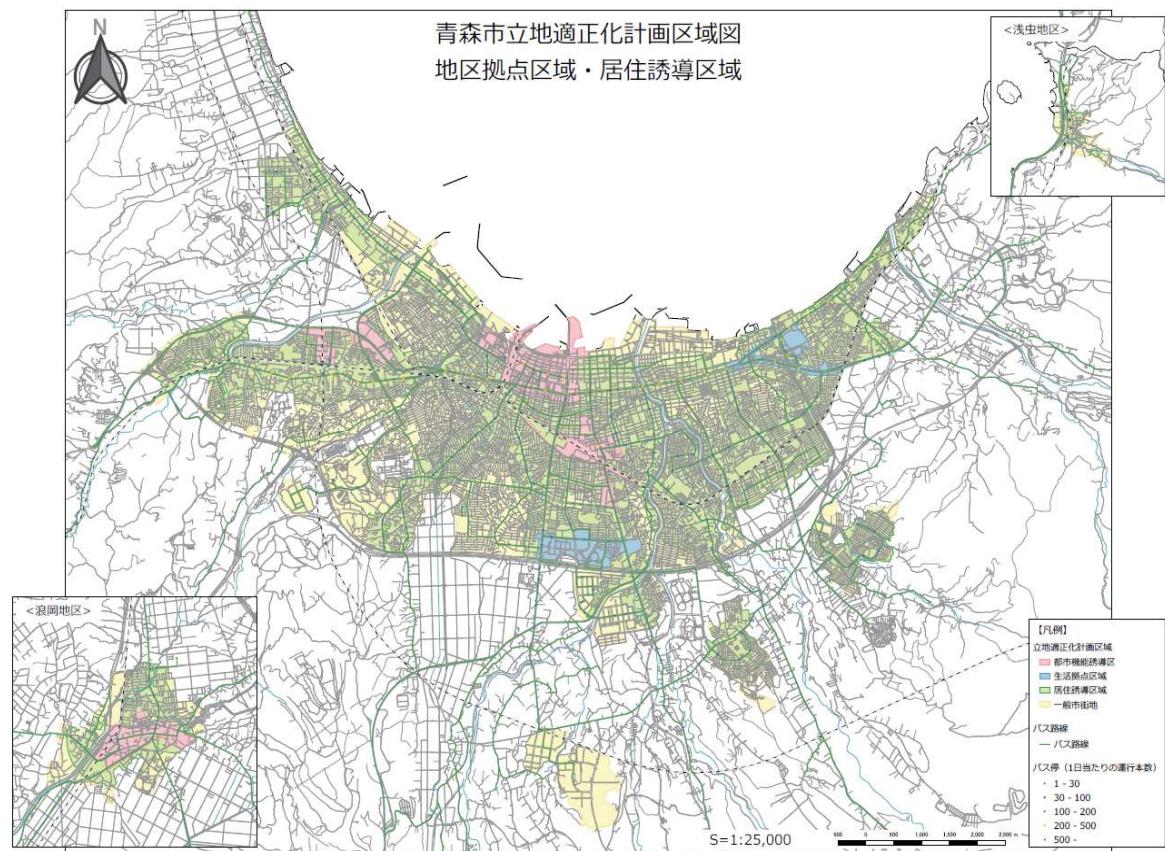
本市では、都市機能の集約化や複合化による賑わいの創出、居住機能の集約化による地域コミュニティの維持、無秩序な市街地拡大の抑制によるコンパクトな都市環境の形成、地域に根ざした持続可能な公共交通体系の整備を柱とする『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくり』を推進しています。

『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくりの更なる推進により、このまちに集う人々が、厳しくも豊かな自然の恵みを将来にわたり享受し続け、将来世代に誇りを持って引き継ぐことができるよう、基本理念を「魅力が集い、ひとが行き交う、県都あおもり」と定めています。



【青森市立地適正化計画】令和7年3月

青森市立地適正化計画は、近年の急激な人口減少・少子高齢化の進展に伴い、健康で快適な生活環境の実現や財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっていること等を背景として、都市再生特別措置法に基づき策定し、都市づくりの基本理念を『「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり』と定め、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを目指します。



【青森市景観計画】令和7年3月

青森市景観計画は、本市における良好な景観形成に関する必要な事項と、景観法に基づいた良好な景観形成のための行為の制限に関する必要な事項を定め、青森らしい魅力ある景観の形成を推進し、もって愛着と誇りのもてる都市づくりに資することを目的に策定し、本市全域を景観計画区域として、基本理念を『「青い森」、「青い海」、「青い空」を市民一人ひとりが守り、創る、愛着と誇りのもてる景観形成』と定めています。

青森市景観計画においては、本市の景観を、地形・自然資源を大切にした自然的景観、先人の遺産を大切にした歴史・文化的景観、ゆとりと潤いのある快適で魅力的な市街地景観の3つに区分し、それぞれの景観特性に応じた景観形成方針に基づき、良好な景観形成を推進するとともに、景観計画区域内で行われる建築行為や開発行為などのうち、一定規模を超えるものは、本市への届出対象とする良好な景観形成のための行為制限に関する事項を定めています。

【青森市地域防災計画】令和7年3月

青森市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、青森市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的としています。

都市防災対策事業として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物の不燃化を図るものとされています。

おおむね 10ha 以上の面積を有する公園等の公共空き地は、火災延焼から安全を確保するための指定緊急避難所として指定されています。

【青森市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】令和7年3月

本市では、2024年3月に「2050年ゼロカーボンシティ宣言」をし、温室効果ガス排出量の削減に向けた地球温暖化対策と本市の市民生活や市内経済、行政サービスの維持・向上を両立しながら、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを長期目標として、2030年度までを計画期間とする計画として改定し、目指す将来像を『自然と環境を未来につなぐ ゼロカーボンシティ「AOMORI」の実現』と定めています。

吸収源対策の推進の取組の一つとして、家庭や事業所、公園、道路、河川、教育施設等の緑化の推進を掲げています。

【青森県生物多様性戦略【2025-2030】】令和7年3月

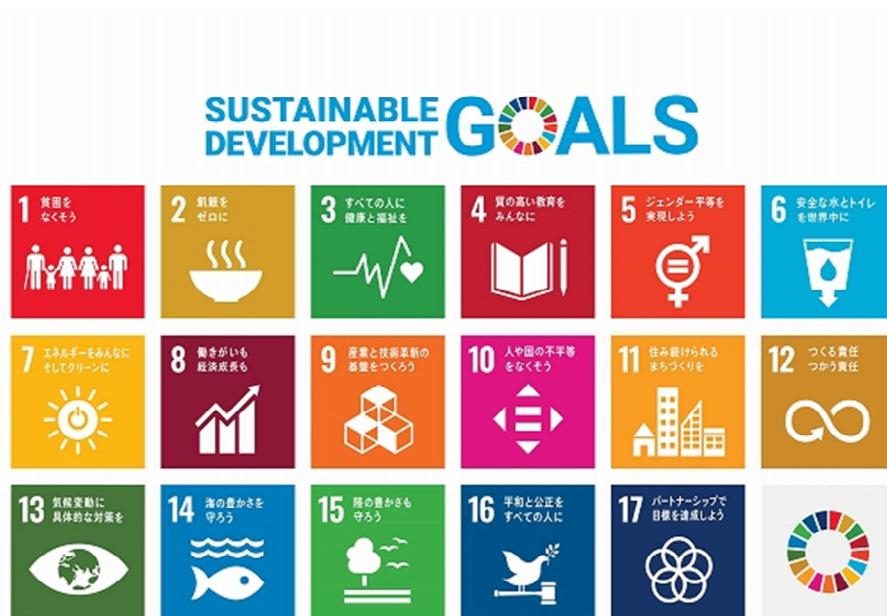
青森県生物多様性戦略は、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画です。青森県では、戦略の計画期間満了及び生物多様性国家戦略の改定に伴う整合を図るため、青森県生物多様性戦略【2025-2030】として改定しました。

自然に対し畏敬の念を持ち、先人たちが歩んできた自然との営みの中で日々の生活を見つめ直し、本県の豊かな生物多様性に裏打ちされた暮らしを再認識するとともに、いにしえから自然と共生してきた地域として、様々な生き物たちが織り成す命の輪を守り、自然の恵みを授かりものと感謝し、眞の豊かさを実感できる、「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした自然共生社会の構築を目指します。

【SDGs の理念を踏まえた各種施策の展開】

SDGs は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットにおいて、2030 年（令和 12 年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって 17 のゴール（開発目標）が設定されています。

SDGs の開発目標は本計画の施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開します。



(7) 計画フレームの設定

■計画対象区域

本計画における対象区域は、都市計画区域（31,518ha）とします。

表 1-2 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
青森都市計画区域	23,774ha
浪岡都市計画区域	7,744ha
計	31,518ha

出典：青森市の都市計画の概要図

■都市計画区域内の将来人口

本市の都市計画内の人団は、令和2年国勢調査では272,233人、将来人口は、令和17年度において223,893人と推計されています。

令和17年度の推計値は、令和5年青森市都市計画基礎調査における全市人口に占める都市計画区域内の人口比率（青森地区92.8%、浪岡地区6.2%、両地区合計98.9%）を、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値に乗じて算出したものです。

表 1-3 都市計画区域の人口見通し

区域	令和2年度 (現況値)	令和17年度 (推計値)
全市	275,192人	226,327人
都市計画区域	272,233人	223,893人
青森地区	255,275人	209,947人
浪岡地区	16,958人	13,947人

出典：令和2年国勢調査、令和5年青森市都市計画基礎調査

国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

1-2 都市における「緑」の機能

都市の「緑」は、自然の状態でそのまま保たれている自然とは異なり、適正な保全・整備・管理を行うことにより、多様な機能を有しています。

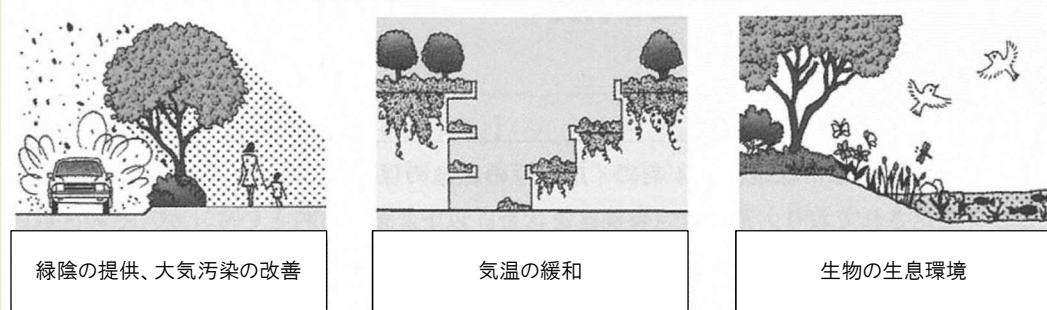
緑は、「環境保全機能」「防災機能」「景観形成機能」「健康・レクリエーション機能」等、様々な機能があります。

① 環境保全機能（人と自然が共生する都市環境を確保）

二酸化炭素の吸収、大気の浄化、騒音・振動の緩和、

気温の緩和、野生生物の生息地・生育地 など

- 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有し、また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができる。



② 防災機能（災害防止、避難地、救援活動拠点など都市の安全を確保）

災害時の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、

救援活動や復旧活動拠点、自然災害の防止 など

- 大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができる。

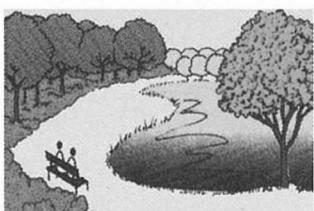


出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改定版

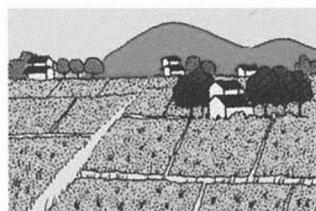
③ 景観形成機能（多様な四季の変化が心を育み、潤いある美しい景観を形成）

四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観の創出、
文化・歴史との関わり、魅力ある地域づくり など

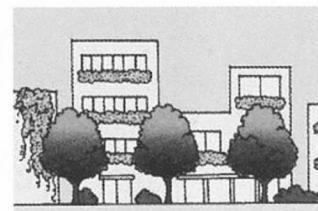
- 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができる。
- 緑は我が国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切にいかすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができる。



自然景観の形成



田園景観の形成



都市景観に潤いを与える

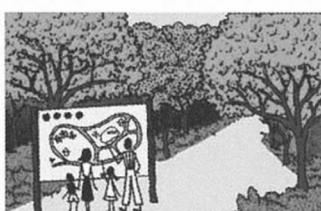
④ 健康・レクリエーション機能

（緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保）

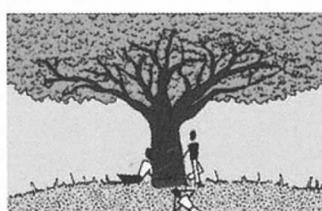
運動・休息・遊び等のレクリエーション活動の場、

自然とのふれあい、健康増進、地域コミュニティ形成 など

- 自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化している。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなどレクリエーション需要は変化しつつある。
- 緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができる。



様々な余暇活動の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改定版

第2章 緑の現状について

2-1 青森市の概要

2-2 緑の現況

2-3 都市公園の経年数と維持管理の現状

2-4 その他の緑の現況

2-5 緑被率

2-6 緑化推進活動の現状

2-1 青森市の概要

(1) 地域概況

本市は、本州の最北端である青森県のほぼ中央部に位置し、北部は多種多様な水産資源の宝庫である陸奥湾に面する海岸が続き、東部と南部は奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰に、西部は梵珠山を含む津軽山地から広大な津軽平野と連なる田園が緩やかに広がる新緑と紅葉、雪景色等、四季折々の景観や豊かな自然に抱かれた都市です。

また、県庁所在都市及び交通・行政・経済・文化の中心都市としての都市機能が集積しています。さらに、本市と国内各地を結ぶ高速道路や新幹線などの高速交通網をはじめ、国内はもとより世界各地につながる空港や港を有する交通の要衝であるとともに、本州と北海道を結ぶ結節点として、青函交流圏の中核を担っています。



図 2-1 青森市位置図

(2) 人口の推移

本市の人口は、平成 12 (2000) 年の 318,732 人をピークに減少傾向にあり、平成 22 (2010) 年には 30 万人を割り込み、令和 2 (2020) 年には 275,192 人となりました。また、令和 2 年時点で、高齢化率が 30% に達しました。

また、令和 5 (2023) 年に国立社会保障・人口問題研究所が行った推計によると、今後も減少傾向で推移すると予測されています。

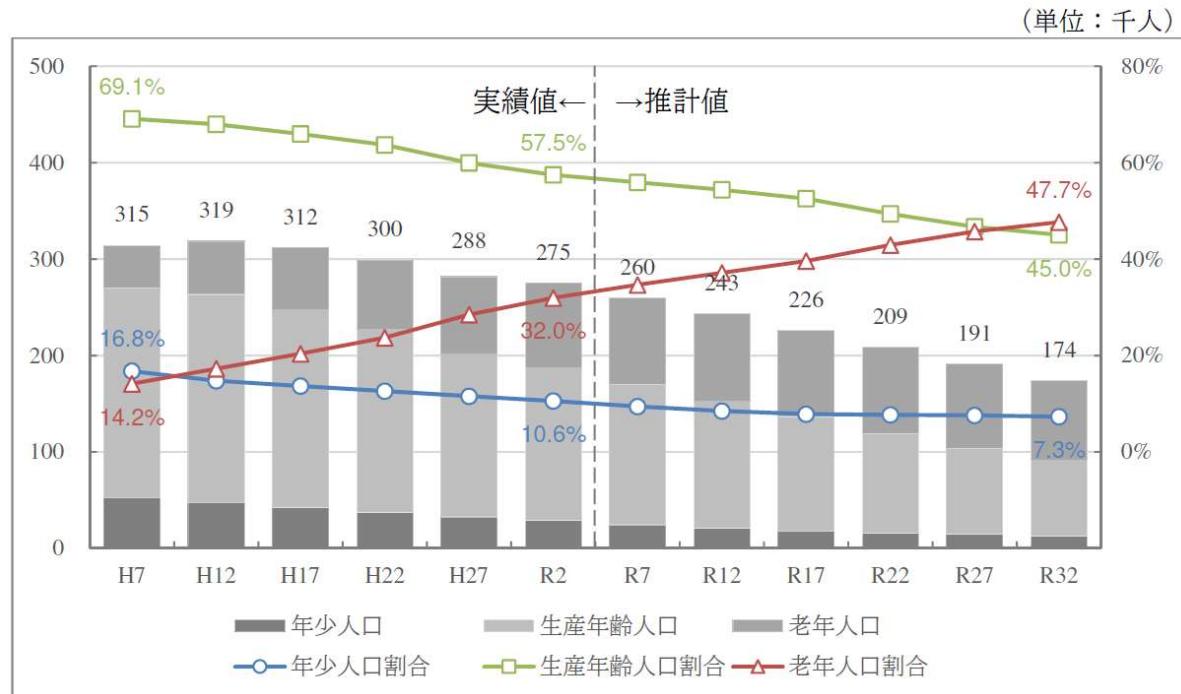


図 2-2 総人口の推移（実績）・高齢化率と将来推計

出典：令和 2 年以前は総務省「国勢調査」

令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

(3) 気象

本市は、夏が短く冬は長い冷涼型の気候であり、特に冬は降雪量が非常に多く、県庁所在都市の中で唯一、市全域が国の特別豪雪地帯に指定されており、国内はもとより世界でも有数の多雪都市となっています。

令和 6 年度の月別の最深積雪、降雪量は、12 月が最も多くなっています。

過去 10 年の年間平均気温は平成 26 (2014) 年から令和 6 (2024) 年の間で 10.7 °C から 12.6 °C の範囲で推移しており、特に令和 5 (2023) 年及び令和 6 (2024) 年は 12 °C 以上と高い傾向となっています。

年間降水量の平均は約 1,361 mm であり、最も降水量が多かったのは令和 4 (2022) 年の 1,721.5 mm、最も少なかったのは平成 27 (2015) 年の 1,003.5 mm となっています。

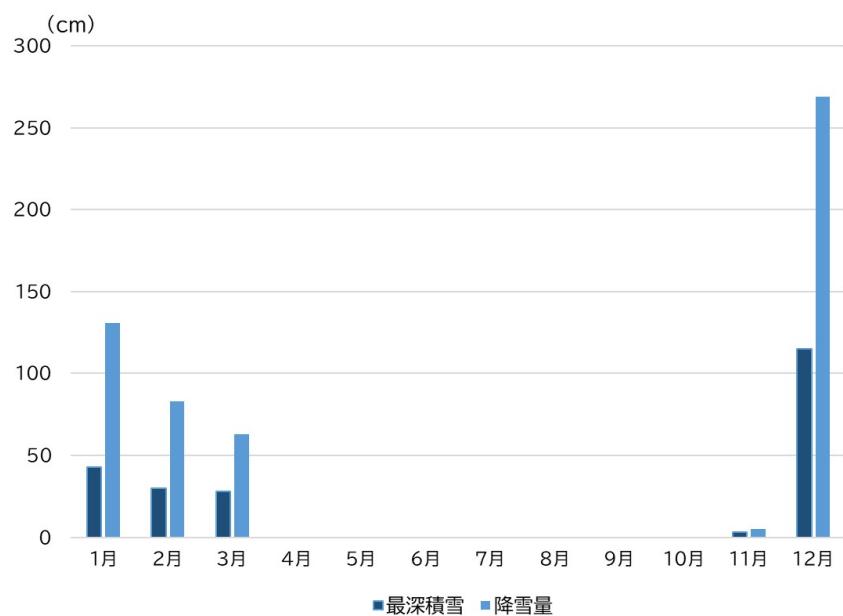


図 2-3 月別の最深積雪・降雪量 (2024 年)

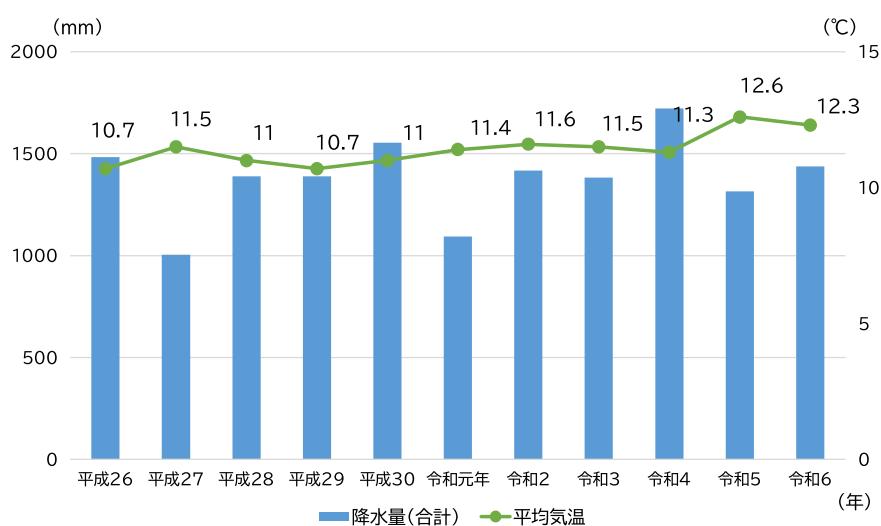


図 2-4 青森地点の年間平均気温・降水量・降雪量

出典：気象庁 HP

(4) 水系

青森地区には、東部の東岳山地、折紙山に源を発する野内川や、南部の八甲田連峰に源を発する駒込川、横内川、堤川（荒川）、西部の大釧迦丘陵や梵珠山、大倉岳に源を発する新城川、天田内川、内真部川、六枚橋川等の河川が流下しています。

堤川支流の横内川は「日本一おいしい水道水」といわれる横内浄水場の水源となっており、市民に提供されています。なお、本市では「青森市横内川水道水源保護条例（平成14年3月制定）」を平成14年9月1日から施行し、この水源を保護しています。

浪岡地区のすべての河川は浪岡川と十川を経て岩木川に流れ込み、十三湖を経て日本海に注いでいます。また、北西部を中心に農業用のため池が多く分布しています。

浪岡地区の南に隣接する黒石市、藤崎町との境を十川が流れており、そこに本郷ダムから西へ流れる本郷川と、浪岡ダムから西へ流れ、緑道等の河川整備が進められた浪岡中心部を通る岩木川水系の浪岡川が合流します。

北側の梵珠山から流れる大釧迦川と、南東側の御社山から流れる正平津川は、それぞれ浪岡地区の中心部と浪岡城跡付近で浪岡川と合流しています。

表2-1 青森市の河川

河川等級	河川名
一級河川	十川
	浪岡川
	大釧迦川
	赤川
	正平津川
	王余魚沢川
	本郷川
二級河川	堤川
	駒込川
	横内川
	合子沢川
	牛館川
	入内川
	沖館川
	西滝川
	四戸橋川
	六枚橋川
	内真部川
	奥内川
	瀬戸子川
	天田内川
	新城川

河川等級	河川名
二級河川	赤川
	沼川
	野内川
	貴船川
	根井川
	浅虫川

河川等級	河川名
準用河川	貴船川
	飛鳥川
	大辺田貝川
	正平津川
	大沢川
	赤平川
	大釧迦川



〈青森市の中心部を流れる堤川〉

(5) 植生

青森県の植生は、ミズナラ等の夏緑広葉樹を主体としたブナクラス域（落葉広葉樹林域）といわれ、海岸から標高1,100m付近までブナが生えています。標高の低い地帯は人の手が加えられ、スギ、アカマツ、カラマツ等の植林やクリ、ミズナラ等の二次林、ススキ草原、クマイザサを主体とするササ生地等が見られます。ブナ帯より上部は亜高山帯針葉樹林帯となり、標高1,300m～1,400mで森林限界、それ以上は高山帯自然植生となります。

八甲田連峰の山麓地帯ではクリ、コナラ等の自然林やスギ、アカマツ等の人工林が生育しています。標高600mあたりの萱野茶屋付近からはブナが生育し、特徴的な植物としては、タムシバ、ムラサキヤシオツツジ等が見られます。酸ヶ湯温泉がある標高950m以上になると、ダケカンバやアオモリトドマツが生育しています。標高1,300m以上になるとハイマツで代表される高山帯の植物が生育し、雪田草原も形成され、多様な高山植生が見られます。東岳山地ではスギ、カラマツ、アカマツの人工林が形成されていますが、野内川流域の奥地では日本の三大美林であるヒバ林が見られます。梵珠山にはブナ、ミズナラの天然林が見られます。

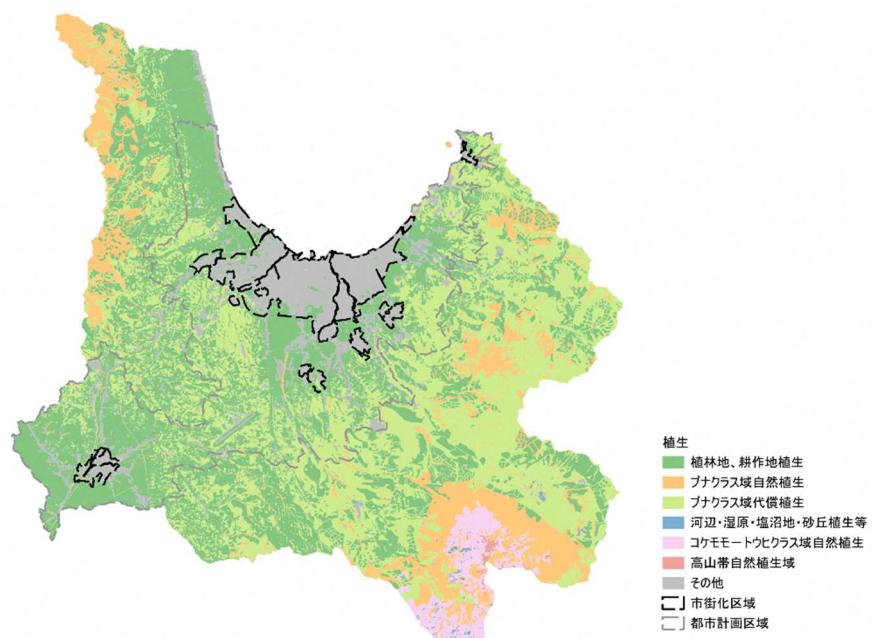
合浦公園や野内付近の海岸ではクロマツが生育しています。

海辺には、海岸植物群落（ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマナス、ハマニンニク等）が多く見られましたが、近年では海岸護岸工事により少なくなりました。



〈多様な植物が見られるグダリ沼〉

図2-5 青森市植生の分布



出典：環境省自然環境局生物多様性センター 植生調査（植生自然度調査）

(6) 生物多様性

青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町で構成される青森県東青地域は、陸奥湾とこれに続く津軽海峡に面し、南側は八甲田連峰、西側は津軽半島を南北に走る中山山脈に囲まれています。

気候は日本海型気候で夏はヤマセが吹き、冬は降雪が多く、農業は稻作とリンゴが中心です。

陸奥湾では、ホタテガイ、ホヤ、ナマコ、トゲクリガニ、シャコ等が、津軽海峡では、アブラツノザメ、クロマグロ等が漁獲されるなど、漁業が盛んな地域です。

本市の森林率は69.6%*1でそのうち54.1%が国有林です。国有林には、八甲田連峰の高山植生やブナ林生態系、津軽半島のヒバ林生態系が広がっています。

平内町から本市にまたがる「小湊のハクチョウおよびその渡来地」は国の特別天然記念物に、平内町夏泊半島の「ツバキ自生北限地帯」は国の天然記念物に、また、本市の「又八沼に生息するシナイモツゴ」やヤチヤナギやヌマガヤをはじめとする「田代平湿原植物群落」は本市の天然記念物に指定されています。

本地域は、十和田八幡平国立公園をはじめ津軽国定公園、浅虫夏泊県立自然公園、丸屋形岳自然環境保全地域等、自然環境を保全するための地域指定がなされています。



〈自然豊かな田代平湿原〉

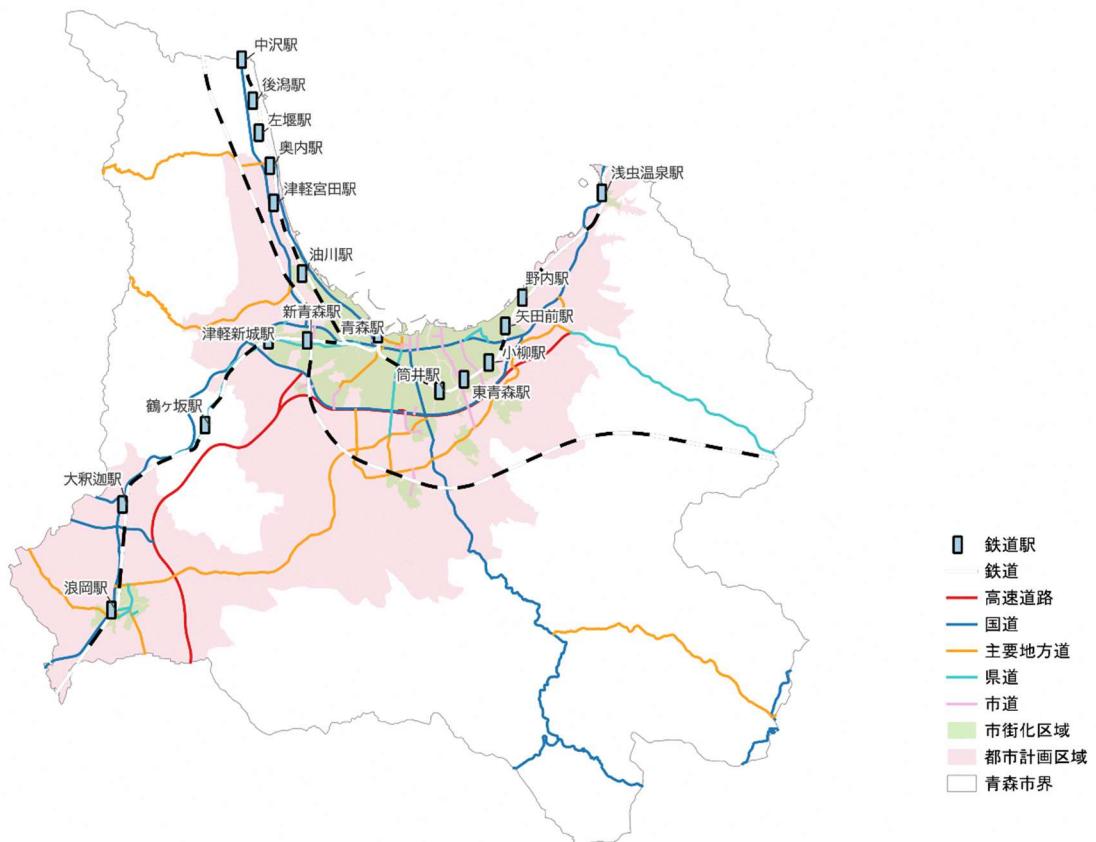
*1：「令和7年度青森県森林資源統計書」による

(7) 交通

本市における道路網は、一般国道4号及び7号が市街地を貫き、これを主軸として、その他の幹線道路により放射状の網体系を形成しています。

鉄道網は、東北新幹線・北海道新幹線のほか、JR 奥羽本線・津軽線、青い森鉄道線が運行されています。鉄道駅は、JR 奥羽本線6駅、JR 津軽線7駅、青い森鉄道線7駅となっています。

図2-6 青森市 道路網・鉄道網

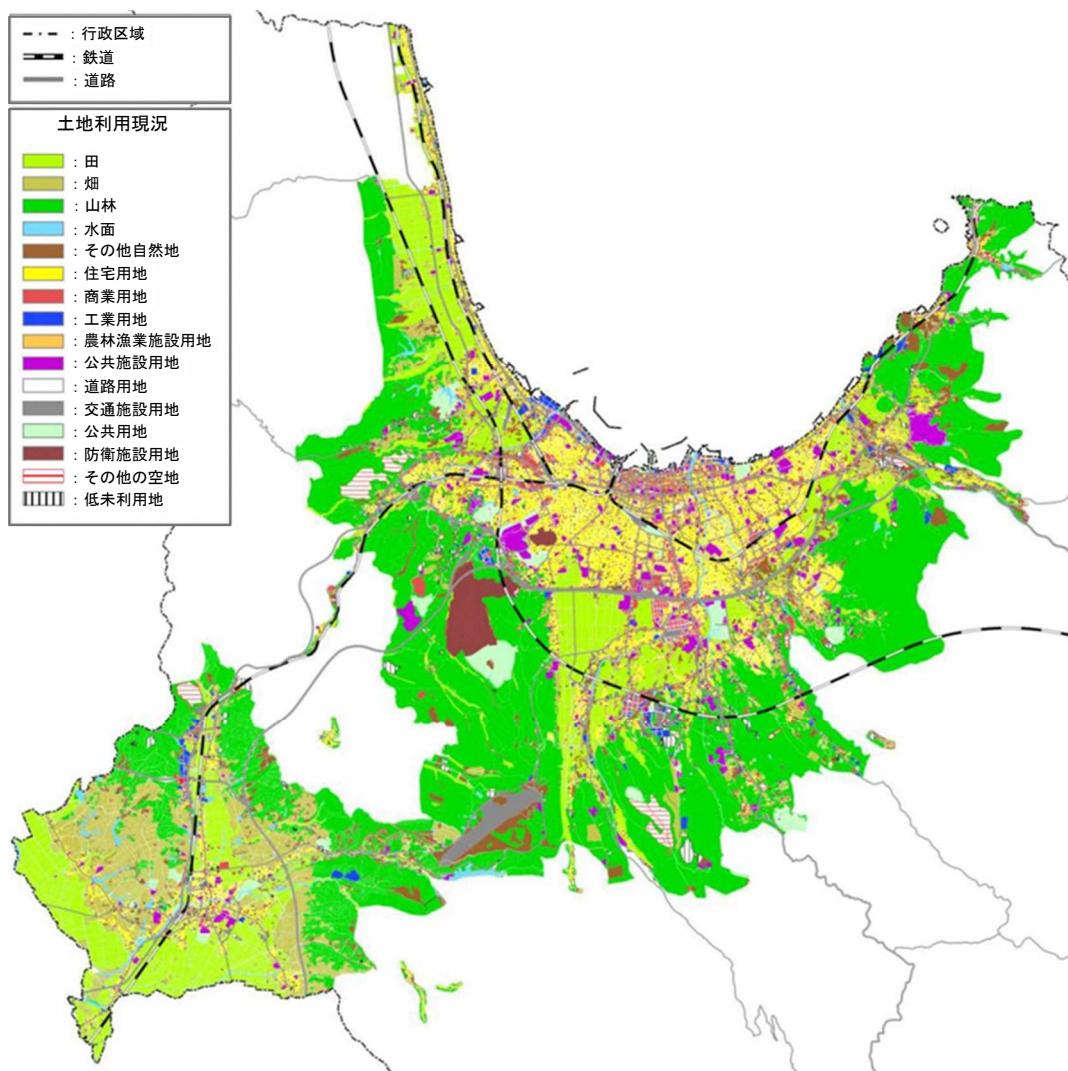


出典：国土交通省 国土数値情報

(8) 土地利用

本市は、陸奥湾に面した青森地区の中心市街地に住宅地が集中しており、その周辺に農業用地と山林が広がっています。土地利用の状況は、田・畑が10.2%、山林が68.1%を占めており、緑に囲まれた都市となっています。

図 2-7 土地利用現況



出典：青森県都市計画基礎調査（令和5年度）

表2-2 土地利用現況の概要

単位 : ha

区分	総数	田耕地面積	畑耕地面積	山林
面積	82,461	5,190	3,190	56.501
市域に占める割合	100%	6.3%	3.9%	68.5

出典：農林水産省「グラフと統計でみる農林水産業」

本市の市街化区域（青森地区）及び用途地域の指定区域（浪岡地区）の面積は、53.34km²であり、本市の行政区域面積の6.5%となっています。用途地域は、第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの12種類が指定されています。

なお、浪岡地区においては、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を定めない非線引き都市計画区域となっています。

表2-3 用途地域の面積

単位：km²

	青森地区	浪岡地区	両地区計
第一種低層住居専用地域	16.820	0.220	17.040
第二種低層住居専用地域	0.190	0.184	0.374
第一種中高層住居専用地域	4.400	0.315	4.715
第二種中高層住居専用地域	4.360	0.070	4.430
第一種住居地域	6.470	1.644	8.114
第二種住居地域	2.620	0.231	2.851
準住居地域	1.170	0.096	1.266
近隣商業地域	1.430	0.030	1.460
商業地域	1.620	0.180	1.800
準工業地域	8.320	0.260	8.580
工業地域	0.770	—	0.770
工業専用地域	1.940	—	1.940
合 計	50.110	3.230	53.340

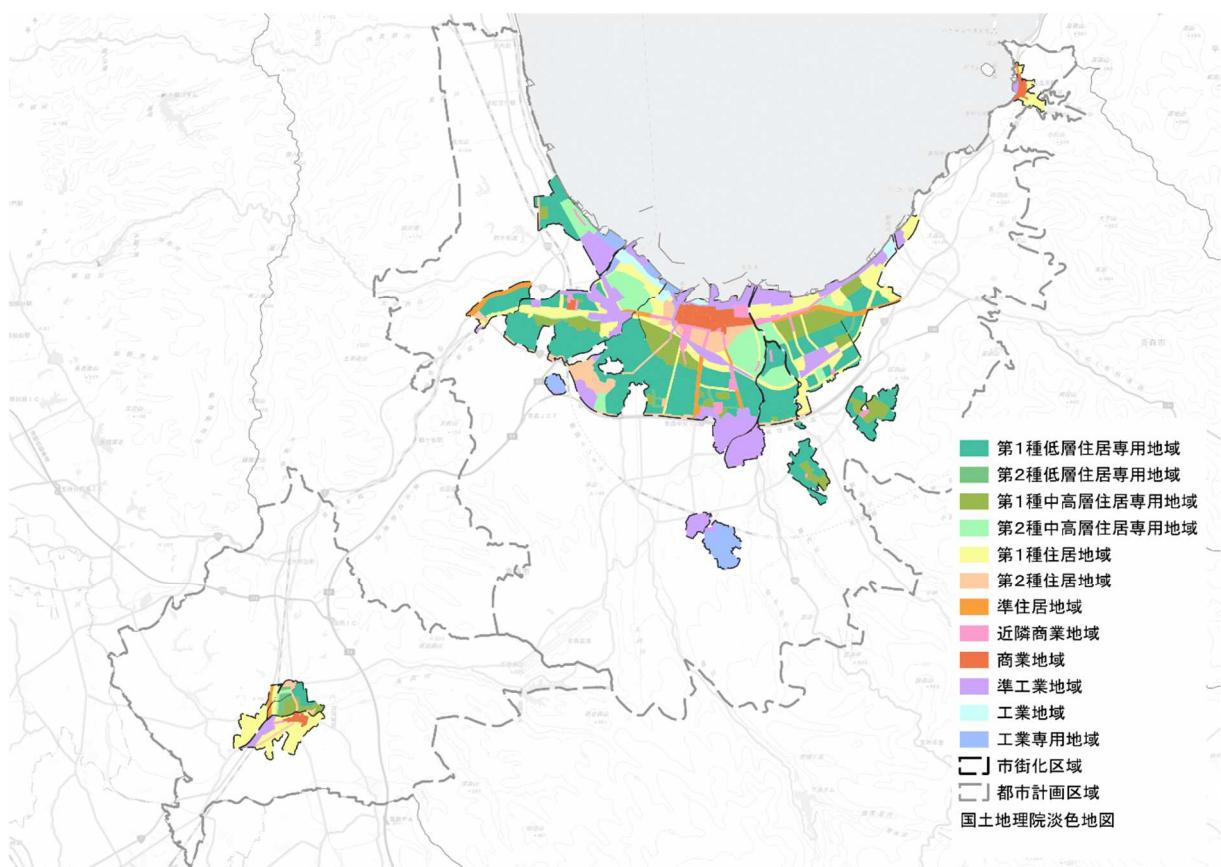
出典：青森県の都市計画【資料編】（2025年3月31日時点）

表2-4 都市計画区域内の土地利用別面積

			青森地区：市街化区域 浪岡地区：用途地域の指定区域		青森地区：市街化調整区域 浪岡地区：用途地域の指定のない区域	
			面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合
自然的 土地利用	農地	田	34.4	0.6%	2,585.2	13.8%
		畠	119.9	2.2%	1,020.4	5.4%
		小計	154.3	2.9%	3,605.6	19.2%
	山林		115.5	2.2%	9,832.4	52.4%
	水面		35.8	0.7%	284.5	1.5%
	その他自然地		110.0	2.1%	1,346.5	7.2%
	小計		415.6	7.8%	18,674.6	99.5%
	宅地	住宅用地	2,252.1	42.2%	516.3	2.8%
		商業用地	434.8	8.2%	211.2	1.1%
		工業用地	109.8	2.1%	106.1	0.6%
		小計	2,796.7	52.4%	833.6	4.4%
都市的 土地利用	農林漁業施設用地		10.8	0.2%	37.9	0.2%
	公共・公益施設用地		474.2	8.9%	470.4	2.5%
	道路用地		972.7	18.2%	747.2	4.0%
	交通施設用地		219.6	4.1%	251.6	1.3%
	公共空地		192.8	3.6%	397.8	2.1%
	防衛施設用地		0.3	0.0%	375.9	2.0%
	その他の空地		71.5	1.3%	278.9	1.5%
	未利用地		178.8	3.4%	300.7	1.6%
	小計		4,917.4	92.2%	3,694.0	19.7%
	合計		5,333.0	100.0%	18,763.0	100.0%

出典：令和5年度青森市都市計画基礎調査

図 2-7 用途地域



出典：国土交通省 国土数值情報

また、本市の経営耕地の総面積は、平成2年から令和2年にかけて毎年減少傾向が続いており、30年間で約40%減少しています。特に田の減少が著しくなっています。

図2-8 農業経営体の経営耕地面積推移

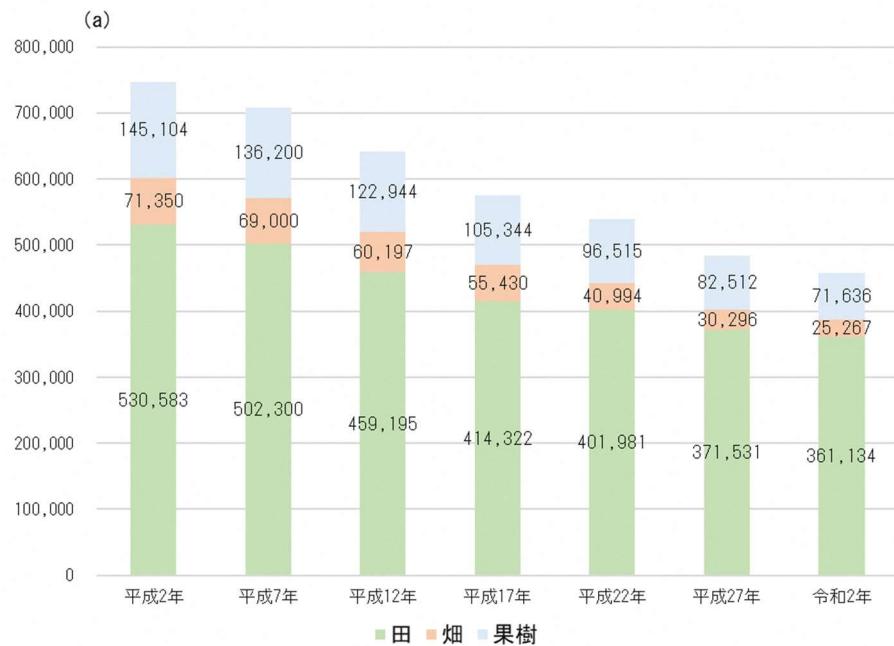


表2-5 農業経営体の経営耕地面積推移

(農家数：戸、経営体：経営体、面積：a)

区分		総面積	田のある農家		畠のある農家		果樹
			うち何も作らなかった農家	うち何も作らなかった農家	うち何も作らなかった農家	うち何も作らなかった農家	
平成2年	農家数	—	6,044	1,195	3,584	205	1,916
	面積	747,037	530,583	25,602	71,350	4,908	145,104
平成7年	農家数	—	5,120	801	3,667	383	1,709
	面積	707,500	502,300	19,900	69,000	8,100	136,200
平成12年	農家数	—	4,179	—	2,480	—	1,467
	面積	642,336	459,195	—	60,197	—	122,944
平成17年	経営体	—	2,839	623	1,367	201	1,169
	面積	575,096	414,322	19,406	55,430	4,744	105,344
平成22年	経営体	—	2,242	434	1,075	191	982
	面積	539,490	401,981	12,704	40,994	5,416	96,515
平成27年	経営体	—	1,548	141	669	142	827
	面積	484,339	371,531	5,524	30,296	3,497	82,512
令和2年	経営体	—	984	—	382	—	676
	面積	458,037	361,134	—	25,267	—	71,636

出典：青森市農林水産データ集

(9) 防災

本市では青森市地域防災計画に基づき、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地される施設等を一時的な避難場所として「指定緊急避難場所」に指定しています。

おおむね10ha以上の面積を有する公園等の公共空地は、大規模な火災が起きた際に火災延焼から安全を確保するための避難場所として指定されています。

表2-6 指定緊急避難所となっている公園、緑地

地 区		避難所
青 森	北部	あすか海岸緑地、野木和公園
	西部	石江東公園、新青森駅前公園、石江南公園、石江西公園、西部工業団地公園、東希望公園、青森県総合運動公園、ベイタウン沖館公園、みよし西公園、みよし東公園、緑ヶ丘東公園
	中央(1)	駅前公園、青い森公園、橋本公園、1号遊歩道緑地、浦町公園、勝田公園、平和公園、松原公園、中央西公園、本町公園
	中央(2)	青い森セントラルパーク、青い森セントラルパーク東広場、青い森セントラルパーク西広場、大野公園、午砲台公園、奥野北公園、奥野なかよし公園、京王台公園、ハッ橋ニュータウン中央公園、浜田ニュータウン西公園、浜田ニュータウン東公園、浜田中央公園、東大野公園、奥野西公園、桜川八甲緑地、桜川中央公園、鳴滝南公園、大野中央公園、今井公園、鳴滝公園、北金沢公園、奥野中央公園
	東部	浅虫緑地、合浦公園、桐ノ沢公園、自由ヶ丘西公園、自由ヶ丘東公園、茶屋町公園、虹ヶ丘公園、花園町公園、新青森県総合運動公園、戸山西公園、戸山中央公園、戸山南公園、小柳緑地、戸山中央緑地、戸山東緑地、戸山北公園、2号遊歩道緑地、つくだウェザーパーク、はこだて公園、えのき公園
	南部	阿部野北公園、幸畑中央公園、幸畑西公園、幸畑ひばりヶ丘公園、ハツ役北公園、野木中央公園
浪 岡		北中野農村公園、郷山前農村公園、美人川公園、野沢公園、浪岡総合公園、平川児童公園、浪岡緑道、本郷農村公園、西山公園、花岡公園、女鹿沢児童公園、大杉公園、杉沢農村公園

出典：青森市地域防災計画（令和7年3月修正）

青森市 HP『災害時の避難場所・避難所の一覧』

(10) 地域制緑地

地域制緑地とは、私たちの生活において重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るために、法や条例により指定を行うことで、指定した緑地の保全を確実に推進するものです。

本市には、地域制緑地として、十和田八幡平国立公園、農業振興地域、鳥獣保護区域、史跡等があります。

表 2-7 法律等に基づく地域制緑地（青森地区）

法律による地域制緑地	
自然公園法	十和田八幡平国立公園
	浅虫夏泊県立自然公園
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域農用地区域
河川法	河川区域
森林法	保安林区域
文化財保護法	史跡
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区域

条例による地域制緑地	
青森県自然環境保全条例	鷹森山県開発規制地域
	雲谷沢県開発規制地域
青森市横内川水道水源保護条例	横内浄水場水源保護区域
	雲谷地区簡易水道保護区域
青森市文化財保護条例	史跡、天然記念物
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	重要な保護区域

出典：青森市

表 2-8 法律に基づく地域制緑地（浪岡地区）

法律による地域制緑地	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域農用地区域
河川法	河川区域
森林法	保安林区域
文化財保護法	史跡

出典：青森市

(11) 青森市の誇れる緑

本市は、公園などの緑に加え、陸奥湾や八甲田連峰に代表される海や山の自然、リンゴ畑や田畠の農地、三内丸山遺跡等の史跡を有し、自然と歴史が調和した緑豊かな都市です。

公園の緑 ～青森市民の憩いの場～

青森地区には、歴史ある合浦公園や野木和公園、平和公園に加え、新たに整備された青い森セントラルパークがあります。浪岡地区には浪岡総合公園、西山公園、花岡公園などがあり、市内には地域に根ざした魅力ある公園が数多く整備されています。



〈平和公園〉

海・山の緑 ～人が集まるにぎわいの場～

陸奥湾に面し青森港を有する本市は、青い海公園やあおもり駅前ビーチ、ねぶたの家ワ・ラッセ等の施設が並ぶウォーターフロントを形成しています。また、浅虫温泉や八甲田山といった海や山の豊かな自然を観光資源として活用しています。



〈ペイエリア〉

文化財・史跡、シンボルツリー ～歴史・文化を身近に感じるまち～

市内には、三内丸山遺跡、小牧野遺跡、浪岡城跡、高屋敷館などの史跡や、合浦公園のシンボルツリーである「三晉の松」といった天然記念物が所在しております、歴史や文化を身近に感じることができます。



〈三内丸山遺跡〉

農地の緑 ～りんご畑・田畠の広がる風景～

市街地周辺には、市の象徴であるりんご畑や田畠が広がり、ふるさとの原風景として市民に親しまれています。



〈浪岡地区〉

2-2 緑の現況

(1) 都市公園

本市の都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、都市緑地、緑道、風致公園、墓園、広場）は令和7年3月31日時点で、青森地区で132箇所、浪岡地区で14箇所、市全体では146箇所となっています。

平成26年度以降、青い森セントラルパーク、土地区画整理事業によって整備された公園など、新たに6箇所の都市公園が整備されています。

表2-9 公園の配置方針とイメージ

種別	配置方針
街区公園	誘致距離250mを標準とする。
近隣公園	誘致距離500mを標準とする。
地区公園	誘致距離1kmを標準とする。
総合公園	原則として、市町村区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
運動公園	
広域公園	市町村の区域を越える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する。

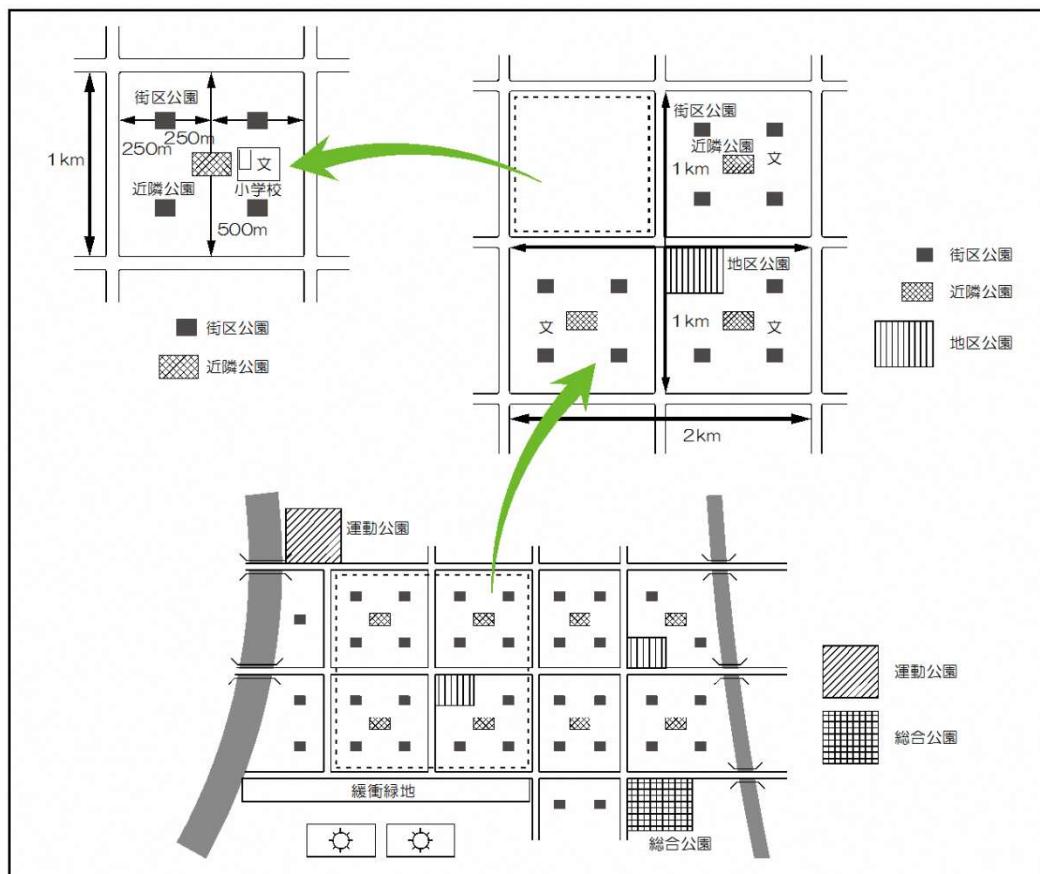


表 2-10 青森地区の都市公園の整備状況と推移

区分		令和 6 年度		平成 26 年度		増減	
		箇所数①	面積 (ha) ②	箇所数③	面積 (ha) ④	箇所数 ①-②	面積 (ha) ③-④
住区基幹公園	街区公園	87	19.81	85	19.11	2	0.70
	近隣公園	13	24.07	11	20.20	2	3.87
	地区公園	1	3.50	1	3.50	0	0.00
都市基幹公園	総合公園	3	56.00	2	50.90	1	5.10
	運動公園	1	30.00	1	30.00	0	0.00
その他	広域公園	2	147.20	2	128.60	0	18.60
	都市緑地	18	16.47	17	16.22	1	0.25
	緑道	2	7.30	2	7.30	0	0.00
	墓園	3	98.00	3	98.00	0	0.00
	広場	2	1.42	2	1.42	0	0.00
合計		132	403.77	126	375.25	6	28.52

出典：青森市

表 2-11 浪岡地区の都市公園の整備状況と推移

区分		令和 6 年度		平成 26 年度		増減	
		箇所数①	面積 (ha) ②	箇所数③	面積 (ha) ④	箇所数 ①-②	面積 (ha) ③-④
住区基幹公園	街区公園	5	1.65	5	1.65	0	0
	近隣公園	2	3.30	2	3.30	0	0
	地区公園	4	35.94	4	31.68	0	4.26
その他	緑道	1	9.90	1	9.90	0	0
	風致公園	1	8.50	1	8.50	0	0
	墓園	1	8.40	1	8.40	0	0
合計		14	67.69	14	63.43	0	4.26

出典：青森市

(2) 都市公園以外の公共施設緑地

本市の都市公園以外の公共施設緑地は、令和6年度時点で開発緑地（421箇所）、児童遊園（36箇所）、ちびっこ広場（38箇所）、港湾緑地（20箇所）、団地内緑地（29箇所）、農村公園（4箇所）、森林公園（2箇所）、その他（1箇所）、計334.70haを整備しています。

平成26年度と比較すると、児童遊園、ちびっこ広場、団地内緑地の数が減少しましたが、開発緑地等の増加により、全体として6箇所増加しています。

表2-12 都市公園以外の公共施設緑地整備状況と推移

区分	令和6年度		平成26年度		増減	
	箇所数①	面積(ha)②	箇所数③	面積(ha)④	箇所数①-③	面積(ha)②-④
開発緑地	421	37.49	392	37.12	29	0.37
児童遊園	36	3.42	37	3.65	△1	△0.23
ちびっこ広場	38	1.22	59	2.01	△21	△0.79
港湾緑地	20	25.35	20	22.67	0	2.68
団地内緑地	29	2.30	32	2.39	△3	△0.09
農村公園	4	1.36	4	1.36	0	0.00
森林公園	2	259.00	—	—	—	—
その他	1	7.60	1	12.80	0	△5.20
合計	551	337.74	545	82.00	6	255.74

出典：青森市

(3) 都市公園等の配置状況

青森地区の緑地の配置形態は、市街化区域では、街区公園や児童遊園等が配置されており、日常的な公園利用が可能な配置となっています。

また、特定の利用目的がある大規模な公園や墓園などは郊外部に配置されており、全体的にバランスよく配置されています。

浪岡地区的緑地の配置形態は、都市計画区域内にバランスよく配置されています。

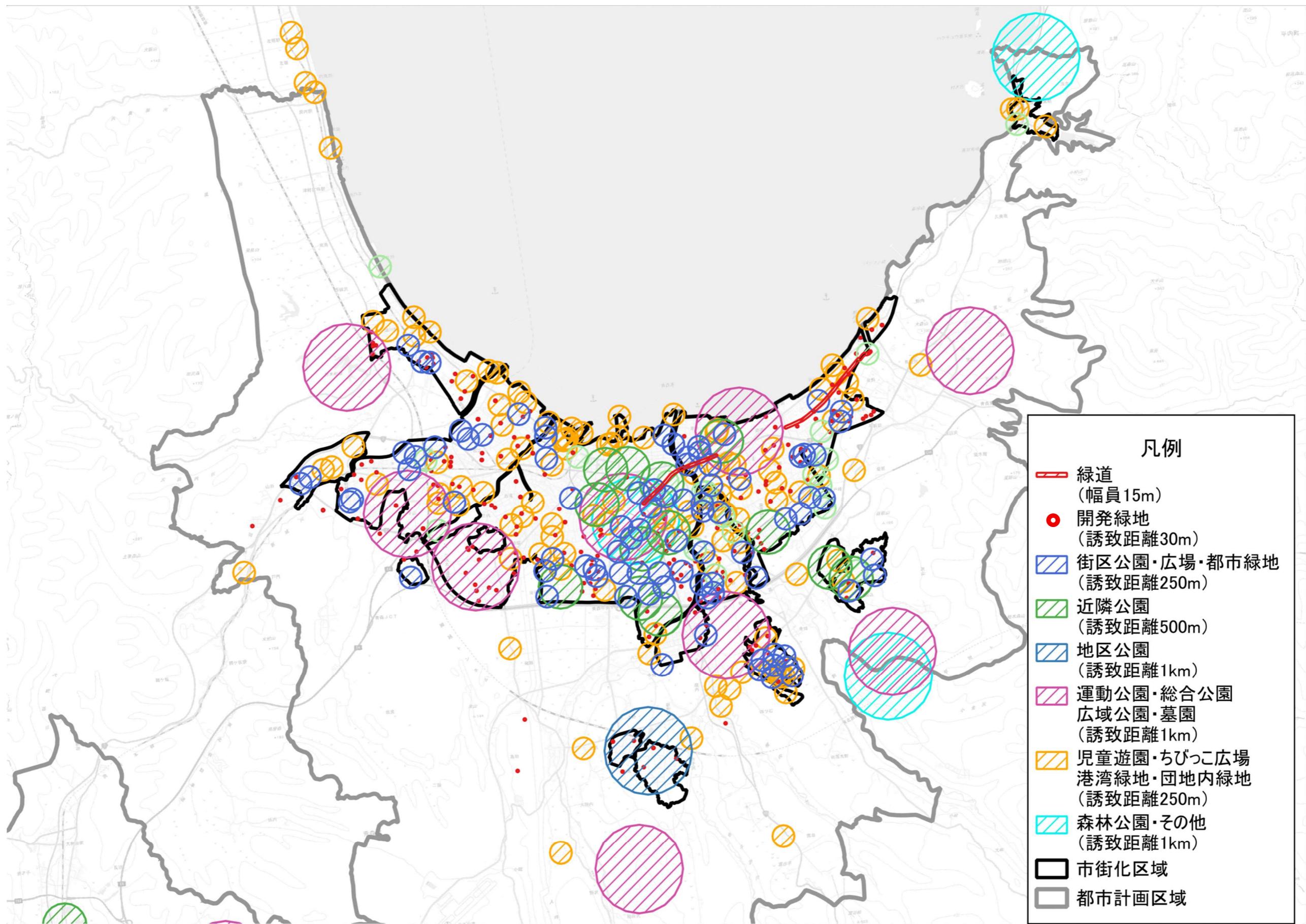


図 2-8 青森地区の緑地の整備状況

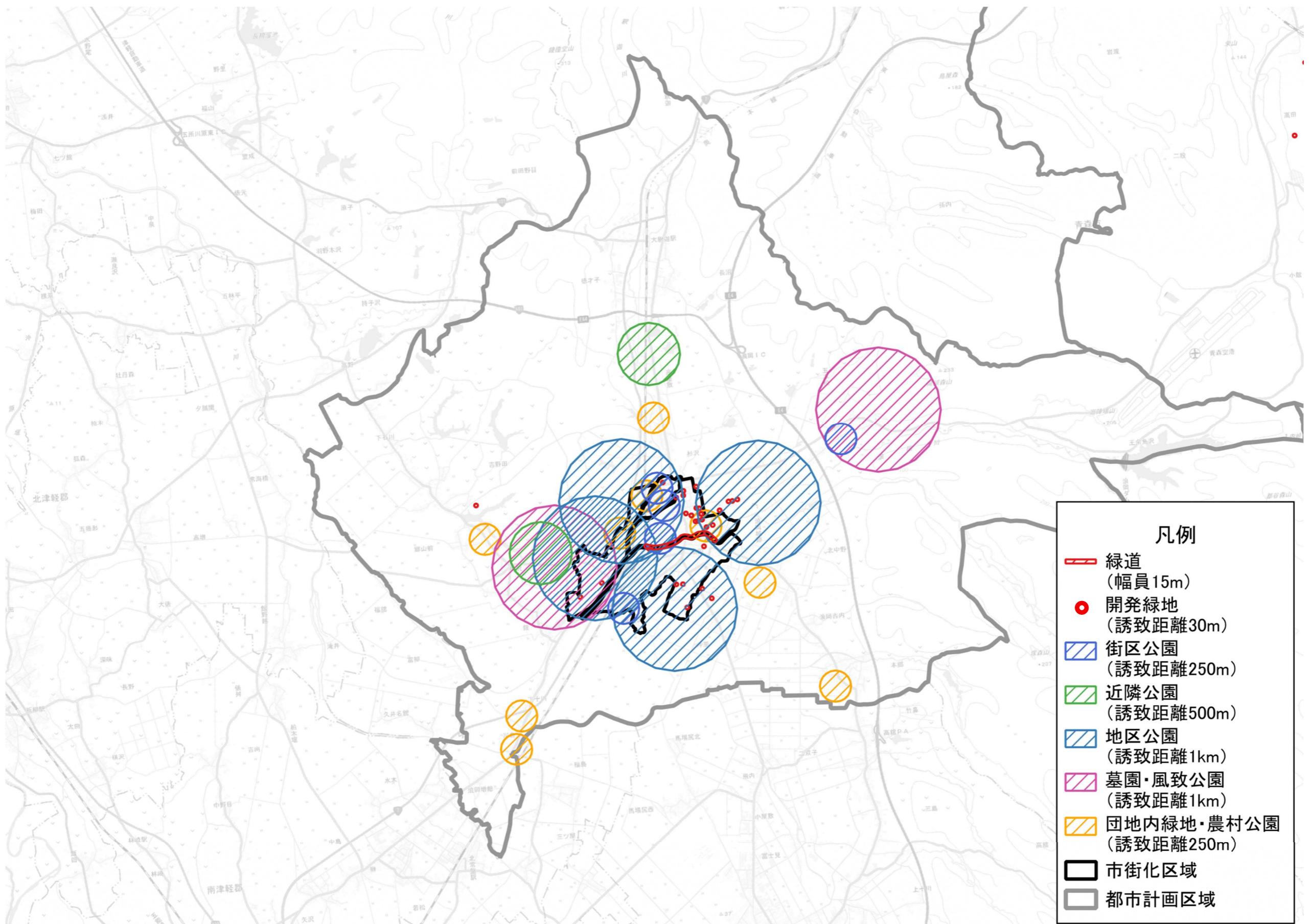


図 2-9 浪岡地区の緑地の整備状況

2-3 都市公園の経年数と維持管理の現状

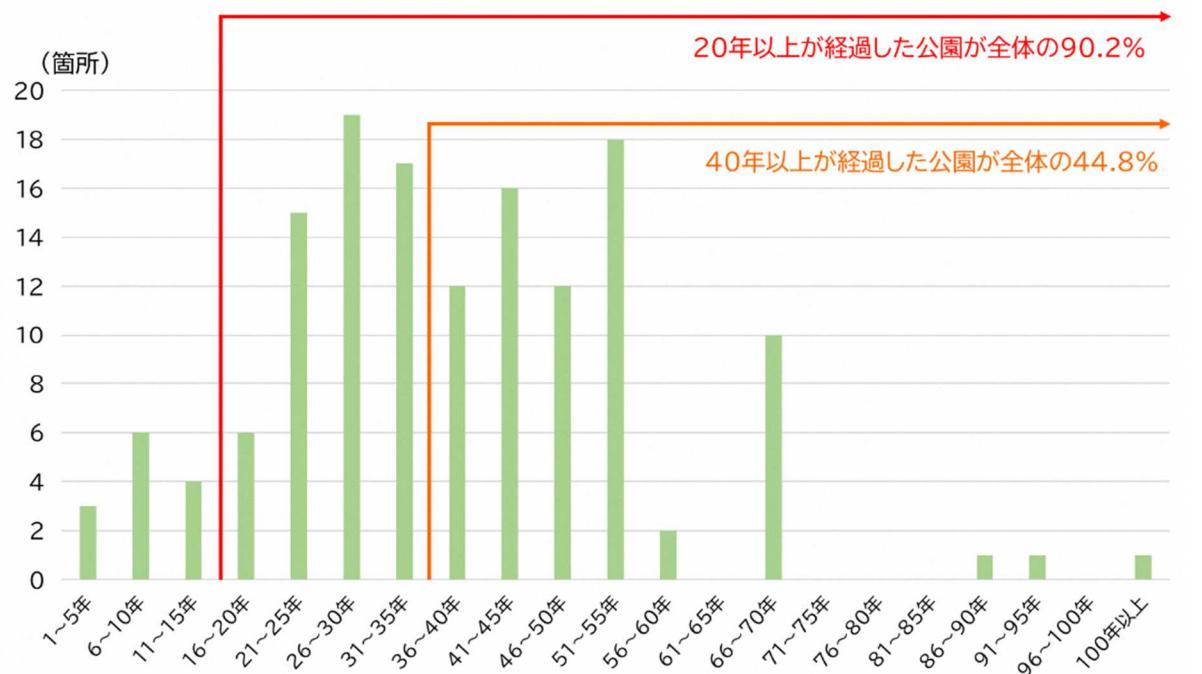
公園の維持管理を進めていく上で、目安となる法定耐用年数があり、財務省所管の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で 20 年とされています。

20 年を経過すると公園の機能が全て失われるということではありませんが、本市では、開設から 20 年を経過した都市公園が全体の 90% を超えています（令和 7 年 3 月 31 日時点）。

また、都市公園内に植栽されている樹木についても、植栽環境や樹種により前後しますが、都市部における樹木については、樹齢が 40 年から 60 年程度で衰退傾向となると言われています。40 年以上経過した都市公園は全体の約 45% であり、安全確保のために計画的な維持管理が必要となってきます。

のことから、本市では安全で快適な利用を確保するという都市公園の本来の機能を維持し、重点的、効率的な維持管理を行っていくため、「青森市公園施設長寿命化計画」に基づく維持管理を進めていくこととしています。更には、同時に公園樹の倒木や落枝などによる事故を未然に防ぐため、樹木の適正化を図るための管理を進めていくこととしています。

図 2-10 都市公園の経年数（令和 6 年度）



〈老齢化に伴う樹木の空洞化〉



〈住宅隣接地での倒木事故〉

2-4 その他の緑の現状

(1) 山林の緑

本市面積の68.5 % (56,501ha) *¹は山林が占めており、そのうち民有林面積は47.2 % (26,657ha) *¹を占めています。

*1: 「2020年農林業センサス」による

(2) 農地の緑

本市面積の27.3 % (8,770ha) *²は農用地が占めています。全国有数の生産量を誇るリンゴをはじめ、コメ、野菜等、全国に誇れる豊かな農産物やこれらを使った加工品等を数多く有しています。また農地は水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的な機能を有しています。

*2: 「青森県 令和6年度固定資産の価格等の概要調書等報告書-土地-」による

(3) 緑に関する相談への対応

市が管理する公園樹や街路樹については、枝葉の張り出し、日照不足、落ち葉、枝折れ、害虫対応など、様々な問題が発生することから、地域住民からは継続的に緑に関する相談が寄せられています。

市内には公園樹や街路樹が数多くあることに加え、経年による高木化や老齢化に伴い、作業の難易度や委託費が増加傾向にあることから、市では優先度・緊急度を勘案し、限られた予算内で大きい効果が発揮できる手法を検討したうえで、適切な樹木管理を行うよう努めています。

令和6年度の青森地区においては、公園や街路樹に関する相談が938件あり、そのうち緑に関する要望は724件で、特に剪定・伐採に関する相談が334件と半数近くを占めています。

表2-13 市民からの相談件数（青森地区）

年度	要望種別件数							合計件数
	剪定	伐採	枝葉回収	害虫等	草刈	公園施設等	その他	
令和5年度	150	65	268	31	116	48	39	717
令和6年度	235	99	176	115	99	114	100	938

出典：青森市

2-5 緑被率

(1) 緑被率

緑被率とは、対象となる地域の面積に対して緑被地（緑に覆われた地域）が占める割合をいいます。

市街化区域（青森地区）及び用途地域の指定区域（浪岡地区）全体の面積は 5,334 ha、緑被地面積は 766 ha、緑被率は 14.4 %となっており、緑の種類では、草地が最も多く 372 ha で、緑被地全体の 48.5 %を占めています。

都市計画区域全体の面積は 31,518 ha、緑被地面積は 24,430 ha、緑被率は 77.5 %となってています。

都市計画区域全体における緑の種類では、樹林（広葉樹・針葉樹）が最も多く 13,331 ha で、緑被地全体の 54.6 %を占めています。

本市では主に、市街化区域（青森地区）及び用途地域の指定区域（浪岡地区）以外の区域に多くの緑が存在しています。

表 2-14 市街化区域と都市計画区域の緑被率

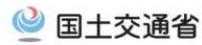
	青森地区：市街化区域 浪岡地区：用途地域の指定区域	青森地区：市街化調整区域 浪岡地区：用途地域の指定のない区域	都市計画区域
区域面積 (ha)	5,334	26,184	31,518
緑地面積 (ha)	766	23,664	24,430
緑被率	14.4%	90.4%	77.5%

表 2-15 市街化区域と都市計画区域の緑被地

緑被地 項目	青森地区：市街化区域 浪岡地区：用途地域の指定区域		青森地区：市街化調整区域 浪岡地区：用途地域の指定のない区域	
	合計面積(ha)	割合	合計面積(ha)	割合
水域・湿地	82.73	10.8%	976.94	4.0%
農地 (水田・畑地)	135.18	17.6%	5,274.74	21.6%
草地	371.60	48.5%	4845.33	19.8%
樹林 (広葉樹・針葉樹)	176.62	23.0%	13,330.81	54.6%
竹林	0.24	0.0%	2.27	0.0%
合計	766		24,430	

本計画における緑被率の算出は、国土交通省の「第 25 回都市計画基本問題小委員会」で示された手法を基に算出したものであり、詳細までは把握しきれない箇所もあるということを踏まえたうえで参考値として掲載しています。

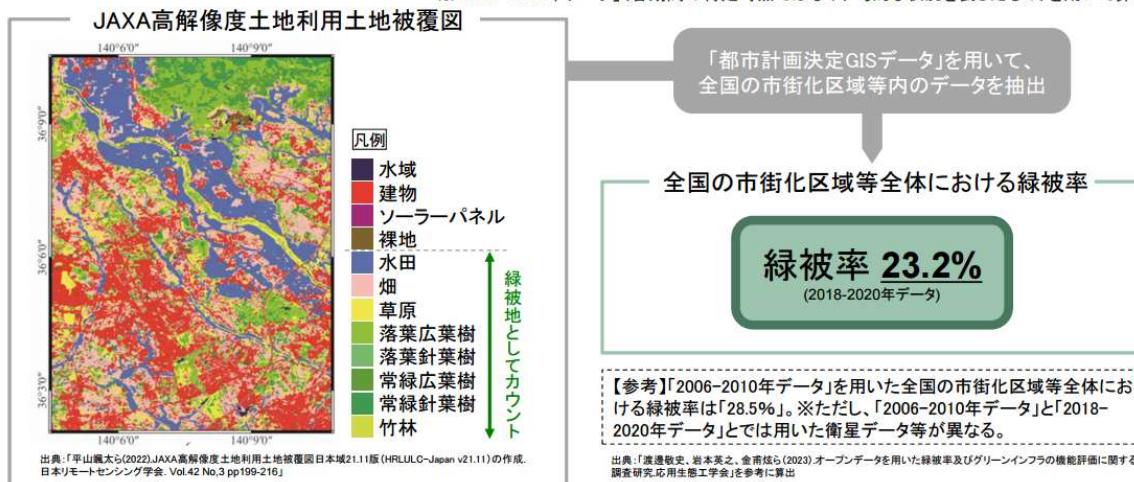
【第25回都市計画基本問題小委員会 配付資料（国土交通省）】
「まちづくりGX」の検討状況 令和5年10月26日



全国の緑被率について

- 全国の市街化区域等の緑被率について、「JAXA高解像度土地利用土地被覆図」等のオープンデータを用いて把握。
- 最新※の全国の市街化区域等全体における緑被率は**23.2%**。

※「2018-2020年データ」(各期間の特定時点ではなく平均的な状況を表したもの)を用いて算出



【使用データ】

- ・JAXA高解像度土地利用土地被覆図(日本域10m解像度)(対象年代:「2006-2010年データ」及び「2018-2020年データ」)
- ・国土交通省「都市計画決定GISデータ」(対象地域:市街化区域等(用途地域が定められた地域))

7

緑被率算出に使用するデータ

- ・JAXA高解像度土地利用土地被覆図(日本域10m解像度)
- ・国土交通省「都市計画決定GISデータ」

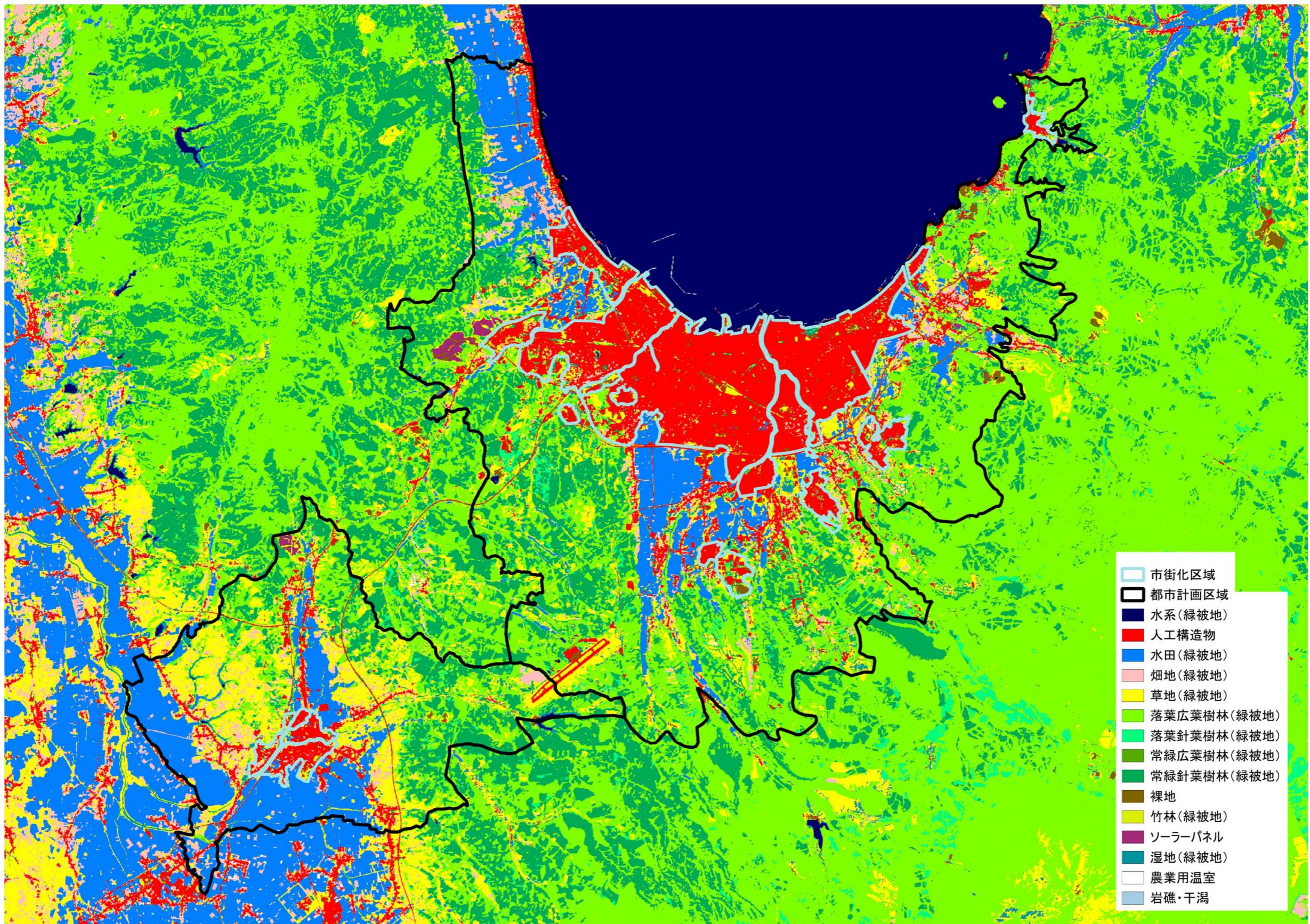


図 2-11 都市計画区域の緑被地の分布

出典：JAXA「日本域 10m 解像度土地利用土地被覆図【2024 年】(ver. 25.04)」
国土交通省「都市計画決定 GIS データ」(対象地域：市街化区域、都市計画区域)

2-6 緑化推進活動の現状

(1) パートナーシップによる緑化活動

市民・事業者・市がお互いに協力して緑と花にあふれたまちづくりを進めるため、市などが所有する未利用地等での緑化活動や、公園・緑地の花だんづくりなど市民、事業者の自主的な取組に対して、資材の提供や講師を派遣するなどの支援を行っています。また、この事業に賛同する団体等から、活動資金または物品（球根、培養土等）の寄附を受けています。

平成 26 年度と比べ、令和 6 年度は参加団体数が 7 団体増加しており、寄附団体も 4 団体増加しています。

表 2-16 パートナーシップによる緑化活動 各団体数

区分		令和 6 年度	平成 26 年度	増減
パートナーシップによる緑化活動	参加団体数	85	78	7
	寄附団体数	6	2	4

出典：青森市

(2) 公園愛護会等の市民活動

平成 6 年度より公園愛護会による公園及び外周道路等の清掃、除草、公園利用の啓発等の活動に対して報償金を交付する等、公園愛護会の育成事業を行っています。

平成 26 年度と比べ、令和 6 年度では 8 団体減少しています。

表 2-17 公園愛護会 設立団体数

区分	令和 6 年度	平成 26 年度	増減
公園愛護会設立団体数	65	73	△8

出典：青森市



〈パートナーシップによる緑化活動（花だんづくり）〉

(3) 普及啓発活動

緑花コンクールの実施や、植栽指導等の講師派遣などを行い、緑化推進のための普及啓発活動を行っています。また、緑と花の市の開催など、市民へ低価格で良質な樹木や花などを求められる機会を提供するとともに、併せて市民への緑化意識の高揚を図っています。

表 2-18 普及啓発活動の一覧

項目	内容
緑と花の市	花苗、庭木、鉢物等の販売、緑花相談、緑と花の交換所の開設
緑花コンクール	緑花をテーマにした図画、ポスター、標語、花だんの表彰
自慢の花だん写真展	学校・職域・地域・個人の花だんの写真を展示、紹介、見学会を実施
緑化講師派遣	地域の緑化イベントに相談員を派遣
緑化講習会	花だんづくり、菊づくり、バラづくり、あじさい剪定等の講習会開催

出典：青森市

花だんコンクールの参加状況は、平成 26 年度と比べ、令和 6 年度は特に学校からの参加者が減少していますが、花いっぱいまちづくり事業参加者の方は増加しています。

表 2-19 花だんコンクール参加状況

区分		令和 6 年度	平成 26 年度	増減
花だんコンクール 参加状況	学校	4	12	△8
	職場・町会・ 保育所・幼稚園	6	9	△3
	個人	1	3	△2
	花いっぱいまち づくり事業参加者	51	50	1
合計		62	74	△12

出典：青森市

作品コンクールの応募件数は、平成 26 年度と比べ、令和 6 年度は全体的に減少しています。

表 2-20 作品コンクール応募件数

区分		令和 6 年度	平成 26 年度	増減
作品コンクール 応募件数	図画	109	198	△89
	ポスター	16	99	△83
	標語	312	398	△86
合計		437	695	△258

第3章 アンケート調査

3-1 市民アンケート調査

3-2 公園愛護会アンケート調査

3-1 市民アンケート調査

緑地のあり方や公園・緑地の配置などについて市民の皆さまがどのように感じているかを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(1) 市民アンケート調査の概要

実施期間	令和7年6月1日～令和7年6月15日
調査対象	青森市在住の満16歳以上の1,100人（無作為抽出）
調査方法	配票については、郵送 回収については、郵送またはWEB回答
回収率	38.5%（424票）

表3-1 地域別回収率

地域区分	発送数	回収数	回収率
東地区	265	116	43.8%
中央地区	93	38	40.9%
南地区	248	96	38.7%
西地区	215	70	32.6%
東部地区A	37	13	35.1%
東部地区B	31	13	41.9%
南東部地区	44	14	31.8%
西部地区	51	23	45.1%
南部地区	25	8	32.0%
北部地区	24	7	29.2%
浪岡地区	67	26	38.8%
合計	1100	424	38.5%

表3-2 年代別回収率

年代	発送数	回収数	回収率
16～19歳	46	8	17.4%
20～29歳	92	23	25.0%
30～39歳	111	36	32.4%
40～41歳	165	53	32.1%
50～59歳	188	73	38.8%
60～69歳	181	93	51.4%
70歳以上	317	138	43.5%
合計	1100	424	38.5%

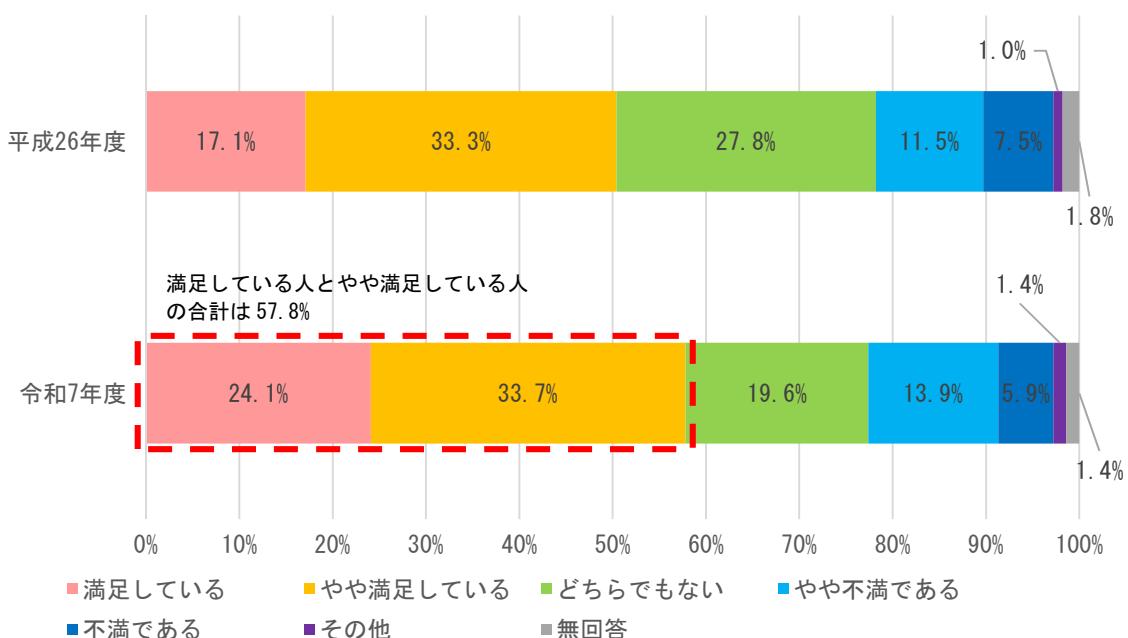
(2) アンケート調査の結果

1) 緑について

問1 本誌の緑に囲まれた環境（公園・緑地・森林など）に満足していますか。

現状の緑に関する満足度は、「満足している」「やや満足している」と回答した人が 57.8%を占め、「不満である」「やや不満である」と回答した人の 19.8%を大きく上回っています。

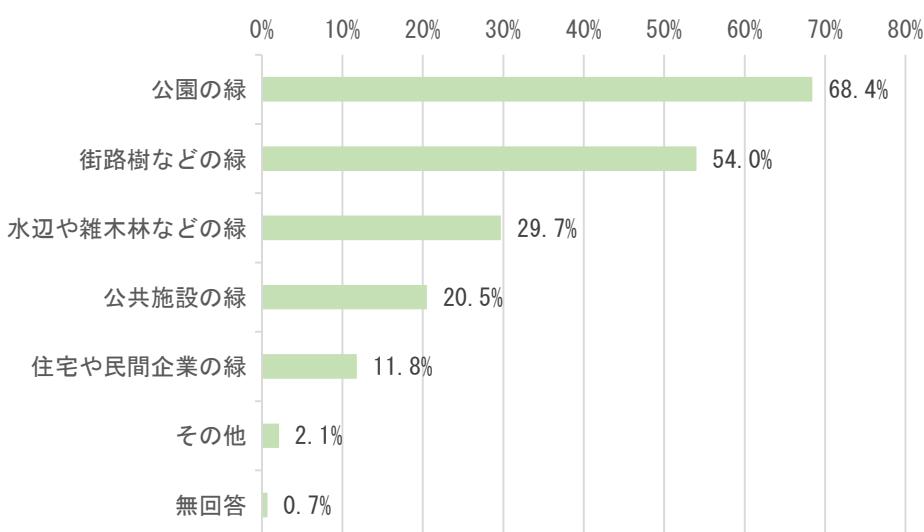
また、平成 26 年度と比較すると、「満足している」「やや満足している」との回答は 7.4%増加しており、約 6 割の市民が緑に囲まれた環境に満足している結果になっています。



問2 魅力的な緑の創出にあたって特に重要な緑化は何だと思いますか。（複数選択可）

魅力的な緑の創出にあたり重要な緑化としては、「公園の緑」が 68.4%、「街路樹などの緑」が 54.0%と、身近な緑を重視する傾向が見られました。

この結果から、緑に対する満足度を高めるためには、公園や街路樹といった身近な緑を適切に維持管理していくことが重要であるといえます。

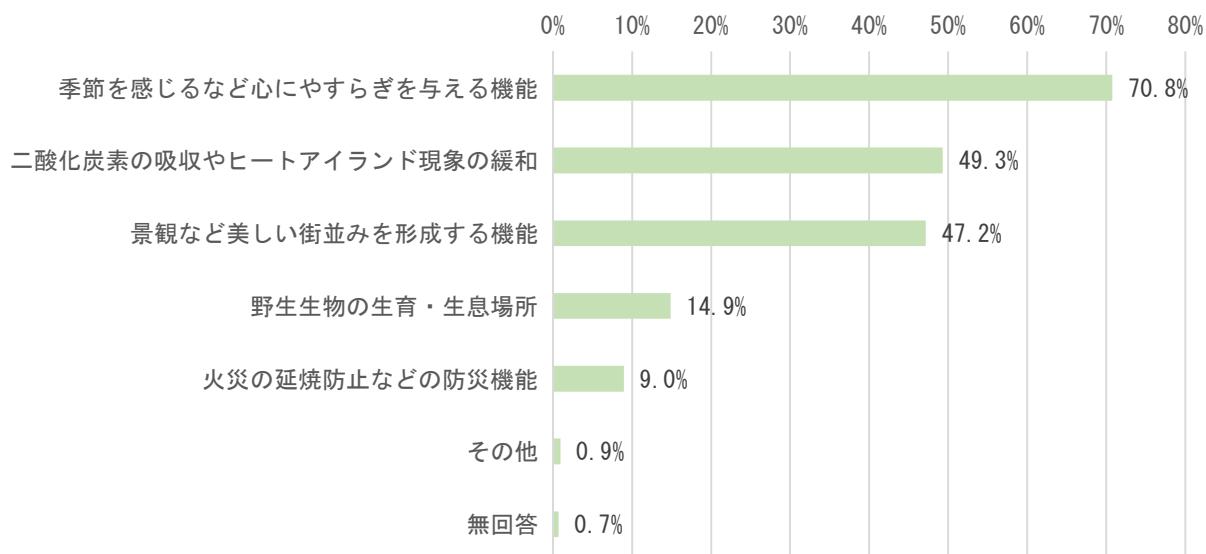


問3 緑の機能として特に重要なものは何だとおもいますか。(複数選択可)

緑の機能として重要と考えているものは、「季節を感じるなど心にやすらぎを与える機能」が70.8%と最も多く、次いで「二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和」が49.3%、「景観など美しい街並みを形成する機能」が47.2%となっています。

このことから、多くの市民が緑の機能として、生活環境に潤いを与える「景観形成機能」を重視していることが分かります。

一方で、「火災の延焼防止などの防災機能」については9.0%と低く、防災の観点からの緑の役割については、今後さらに周知を図っていく必要があります。

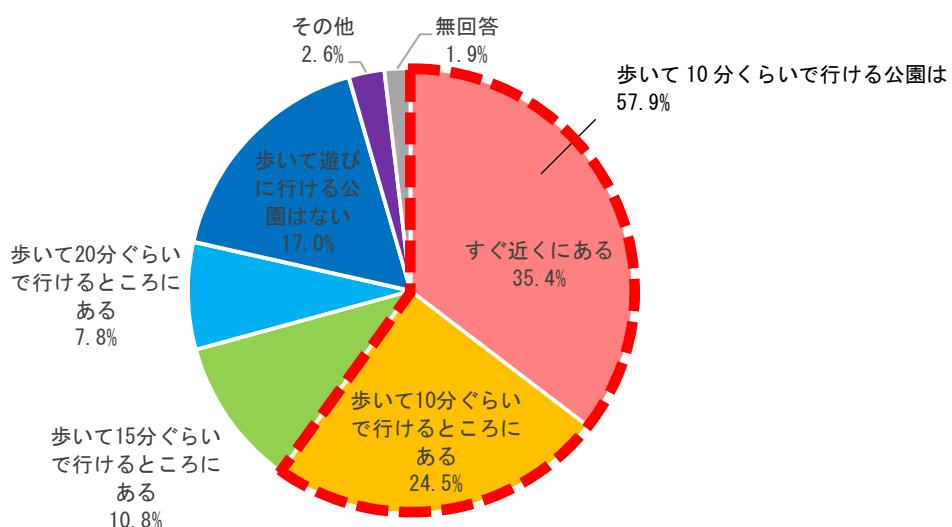


2) 公園について

問4 身近に子どもたちが歩いて遊びに行ける公園はありますか。

子どもたちが歩いて行ける公園が「すぐ近くにある」「歩いて10分くらいで行けるところにある」と回答した人が合わせて59.9%となっています。

本市の市街化区域内には、街区公園や児童遊園等が配置されており、日常的な公園を利用できる環境が整っています。

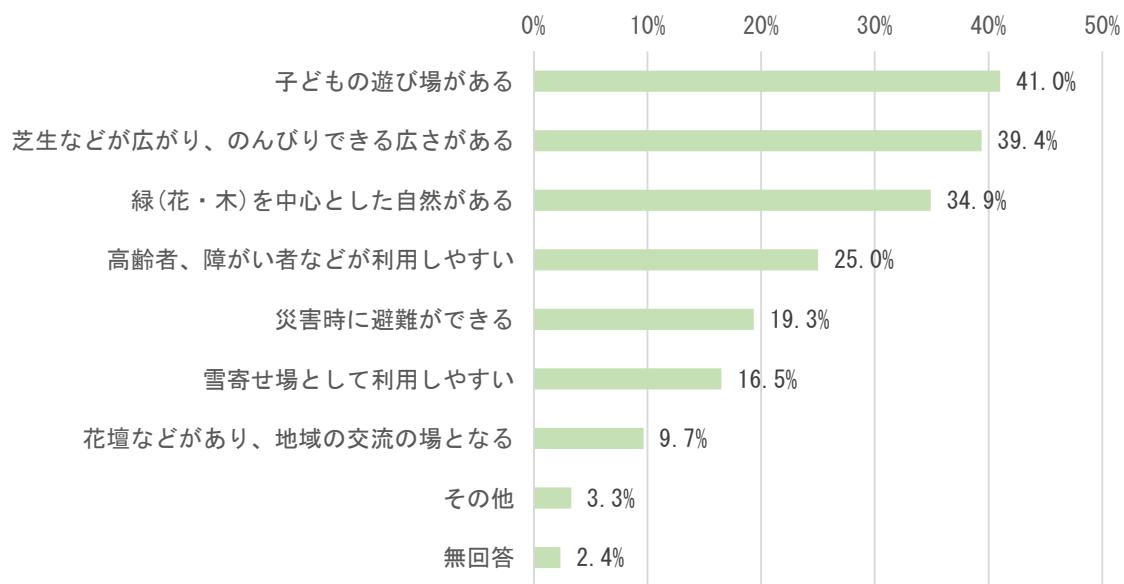


問5 身近な公園にどのような機能があればいいと思いますか。(複数選択可)

身近な公園に求められる機能としては、「子どもの遊び場がある」と回答した人が 41.0%、「芝生などが広がり、のんびりできる広さがある」と回答した人が 39.4%となっています。

そのほかにも、「緑を中心とした自然がある」や「高齢者、障がい者などが利用しやすい」といった回答が多く見られました。

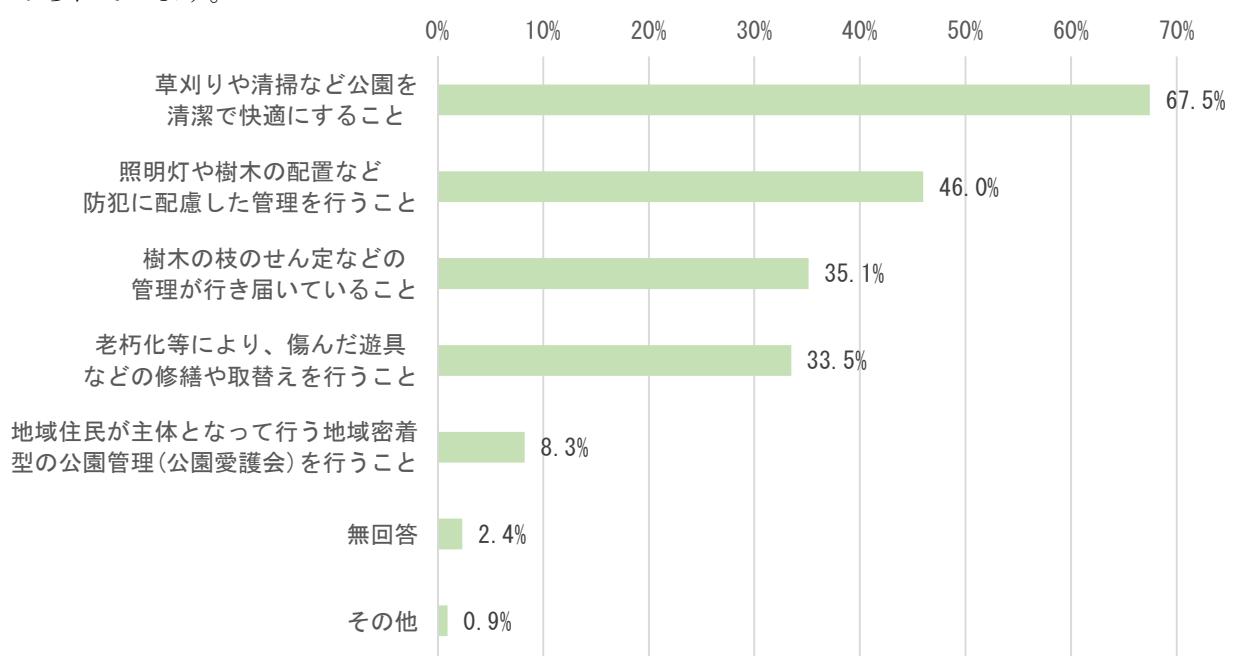
これらの結果から、子育て世代への配慮や緑の自然環境の保全に加え、高齢者や障がい者にもやさしい公園機能が求められていることがわかります。



問6 これから公園の管理について特に重要なことは何だと思いますか。(複数選択可)

これから公園管理で特に重要なと考えられているのは、「草刈りや清掃など公園を清潔で快適にすること」で、67.5%と最も多い結果となりました。

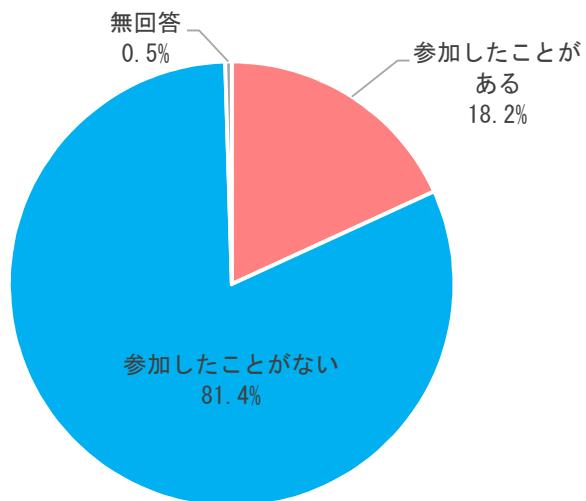
そのほか、「防犯に配慮した管理」「樹木のせん定などの管理」「老朽化した遊具の修繕や取替え」なども多く挙げられており、公園を安全で安心して利用できるように維持管理していくことが求められています。



3) パートナーシップによる緑の育成について

問7 市民や行政、様々な団体などがパートナーシップで行う、公共施設への花植え、公園の清掃、草取りなどの緑化推進活動に参加したことがありますか。

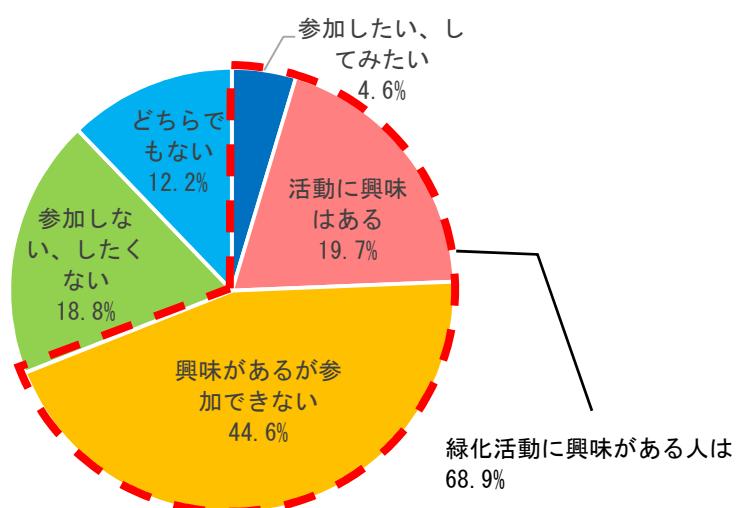
「緑化活動に参加したことがある」と回答した人は18.2%と低く、緑化推進活動の促進や支援の充実を図る必要があることが挙げられます。



問7-1 今後、緑化推進活動に参加してみたいと思いますか。

(問7で「参加したことがない」と回答した方のみ回答)

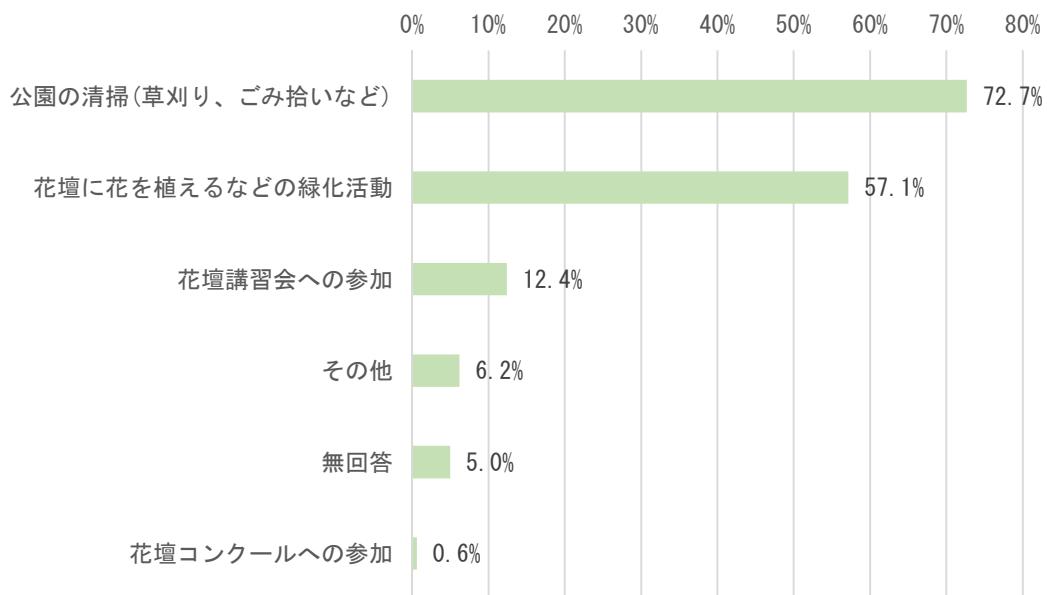
緑化活動に参加したことがない回答した人のうち、「参加したい、してみたい」「活動に興味はある」「興味があるが参加できない」と緑化活動に興味があると回答した人の合計は68.9%でした。



問7-2 今後どういう緑化推進活動に参加したいですか。(問7-1で「参加したい、してみたい」「活動に興味はある」と回答した方のみ回答)

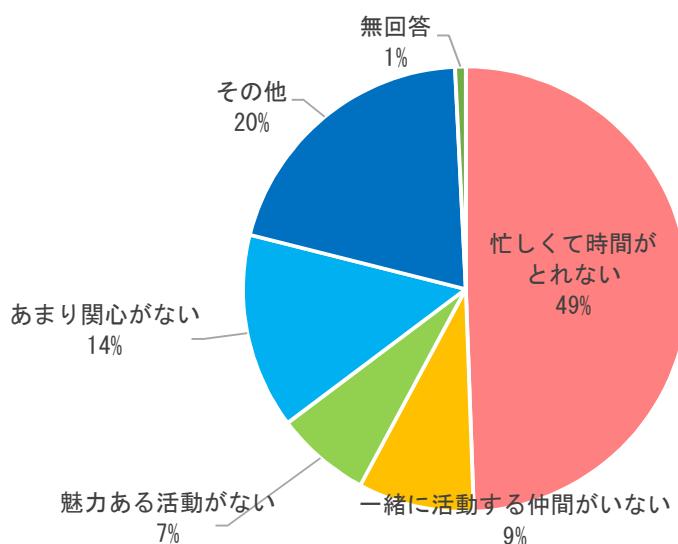
緑化活動に積極的な回答をした人のうち、「公園の清掃（草刈り、ごみ拾いなど）」と回答した人が72.7%、「花壇に花を植えるなどの緑化活動」と回答した人が57.1%となりました。

この結果から、ボランティアによる清掃活動や花植えなど、身近で参加しやすい緑化活動へのニーズが高いことが示されています。



問7-3 参加できない最も大きな理由をお聞かせください。(問7-1で「興味はあるが参加できない」、「参加しない、したくない」、「どちらでもない」と回答した方のみ回答)

参加できない理由としては、「忙しくて時間がとれない」が49.0%と最も多く、約半数を占めました。また、「その他」と回答した人は20.0%で、その主な内容としては健康面や年齢的な不安を理由とするものが多くありました。

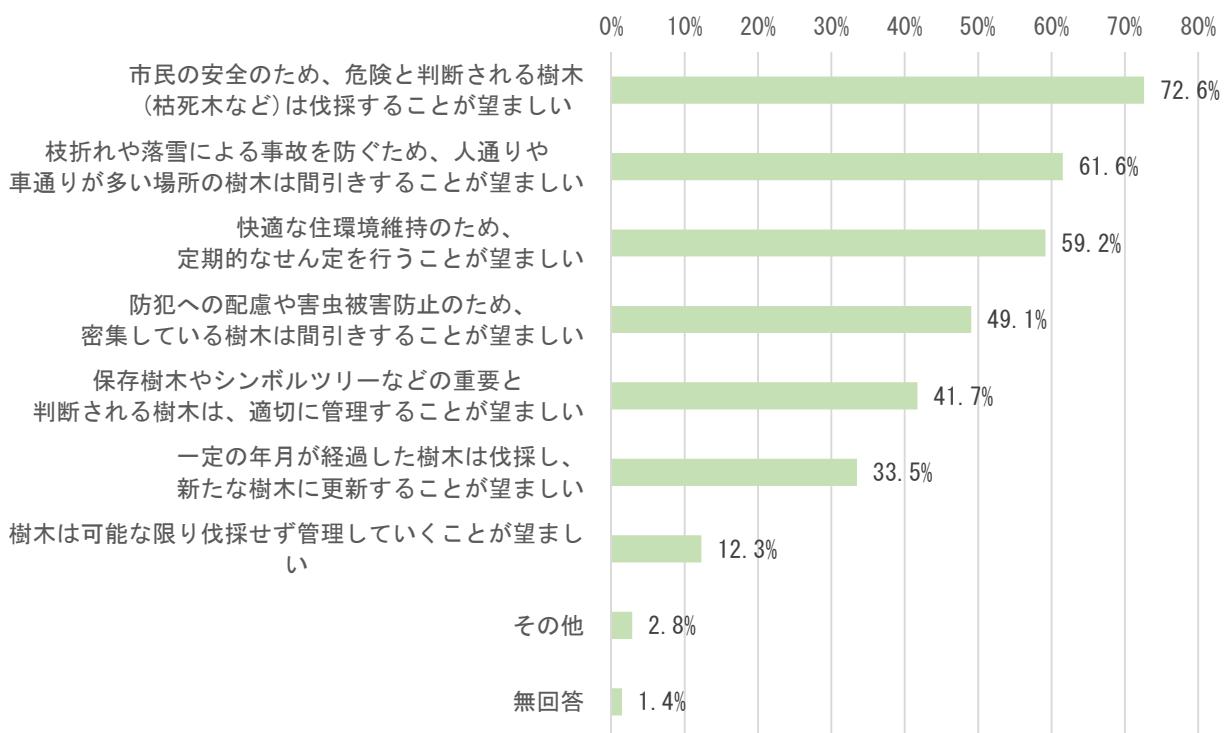


4) 公園樹・街路樹について

問8 近年、樹木が大きくなりすぎたり、老朽化が進んでいる影響で、全国的に樹木に関する事故などが発生しています。現在の公園樹や街路樹について、どういった意見をお持ちですか。(複数選択可)

「市民の安全のため、危険と判断される樹木(枯死木など)は伐採することが望ましい」と回答した人が 72.6%で最も多く、次いで「枝折れや落雪による事故を防ぐため、人通りや車通りが多い場所の樹木は間引きすることが望ましい」が 61.6%、「快適な住環境維持のため、定期的なせん定を行うことが望ましい」が 59.2%となりました。

この結果から、多くの市民が公園樹や街路樹の安全対策を求めており、樹木の適切な管理や更新を進めていくことが課題として挙げられています。

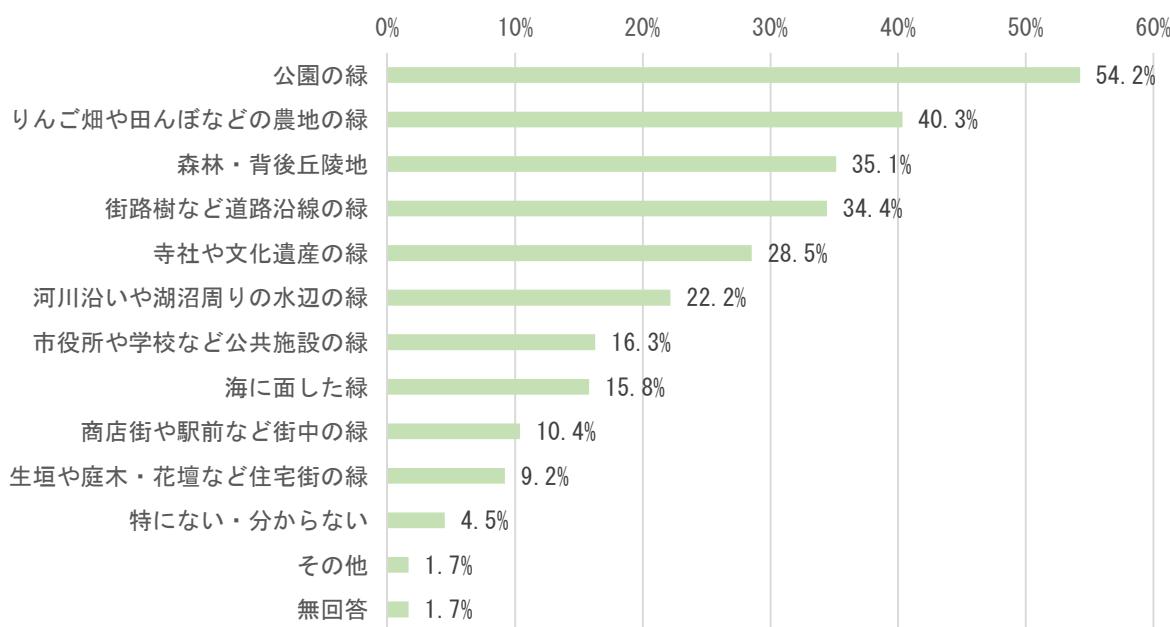


5) 緑の将来について

問9 「青森市として誇れる緑」として将来の子どもたちへ残したいと感じる緑は何ですか。
(複数選択可)

「青森市として誇れる緑」として最も多く挙げられたのは、「公園の緑」で 54.2 %、次いで「りんご畠や田んぼなどの農地の緑」が 40.3 %、「森林・背後丘陵地」「街路樹などの道路沿線の緑」が約 35%となりました。

この結果から、市民は身近な公園や農地の緑をはじめ、森林・背後丘陵地など多様な緑を次世代に継承していくことを重視しており、地域の特性を踏まえた緑の保全と継承を進めることが課題として挙げられます。



6) その他

問 10 本市の緑に関する施策について、ご意見・ご要望がありましたら、自由にお書きください。

自由記述の回答は 109 件あり、そのうち公園に関する意見が 44 件、街路樹に関する意見が 39 件と、公園や街路樹の管理に関する内容が多く寄せられました。

記述の主な内訳としては、「現状に満足している」という意見が 13 件、「緑の保全・増進を求める」という意見が 32 件、「改善を求める点がある」という意見が 25 件、「不便への対応を求める」という意見が 41 件となっています。

これらの結果から、公園や街路樹を中心とした管理・改善に対する要望や、緑の保全・増進に対する要望が市民から多く示されています。

主な記述の対象		
対象	件数	例
公園	44	<ul style="list-style-type: none"> ・綺麗な海だけでなく、公園の緑に癒されることは多く感じます。自然豊かで生き物がたくさんいたり、虫取りをする子どもの姿を見られるのも、いい環境があるからだと思います。 ・我が家の近所の公園は樹が大きく育ち、落葉樹が多く秋には大量の落葉が発生し掃除が大変です。
街路樹	39	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤で国道を利用しているので側道の街路樹、県庁前のりんごや桜の木は見ていて清々しい気分になります。 ・街路樹のイチョウはとてもいいのですが、雨風が強かった朝に散った葉っぱを片づける人と片づけない人がいます。 ・緑の重要性は理解できるが、人口減少も踏まえて、管理費が掛かり過ぎないように選択と集中で整備を考えて欲しい。
郊外・森林	13	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の豪雪で街路樹の他、車道から近い山林の樹木が折れて荒れているのが目立ちます。

主な記述の傾向		
内容	件数	例
現状に満足している	13	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が美しい街に住んでいるのは誇りに思います。 ・新緑の季節に緑があると爽やかな気持ちになります。道路端の花壇も手入れは大変でしょうけど綺麗で感謝します。
緑の保全・増進を求める	32	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ緑は残してほしい。 ・自然を守りつつ美感も木の命も守る事が出来たらいい
改善を求める点がある	25	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の雪を考慮した緑化をしていただきたい ・落ち葉の片付けが大変なので、公園の樹木は常緑木の低木が良いと思う
不便・不満への対応を求める	41	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に出る人が見えず事故になるかもしれないで、遊歩道の植木のせん定は必ずしてほしい。 ・近年は特に樹木の老朽化が進み、かつてはとても美しかった景観が、だんだんと失われつつあることを残念に感じています。

3-2 公園愛護会アンケート調査

(1) 公園愛護会アンケート調査の概要

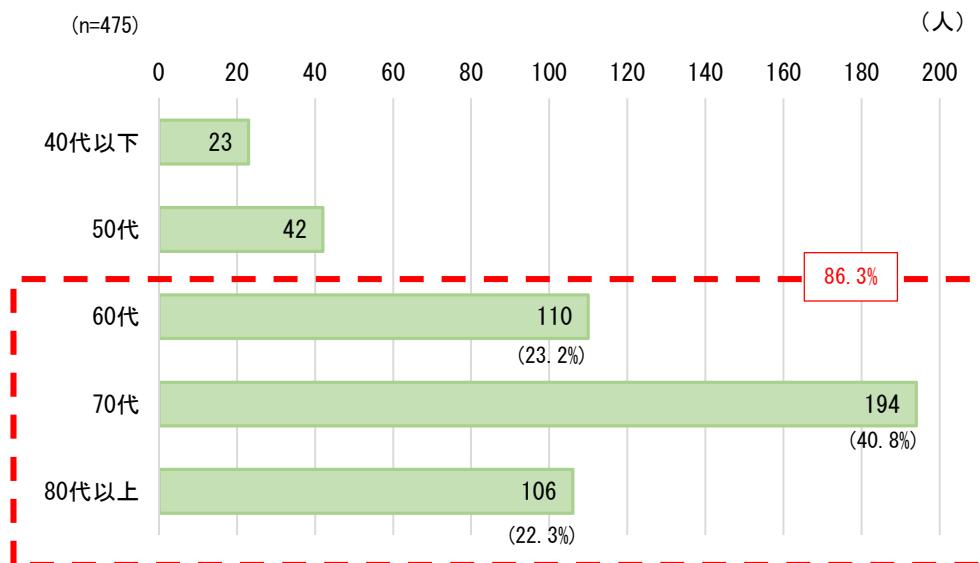
実施期間	令和7年4月
調査対象	公園愛護会 66団体
回収率	63.6% (回収: 42団体)

(2) 公園愛護会アンケート調査の結果

問1 会員の年齢構成についてお知らせください。

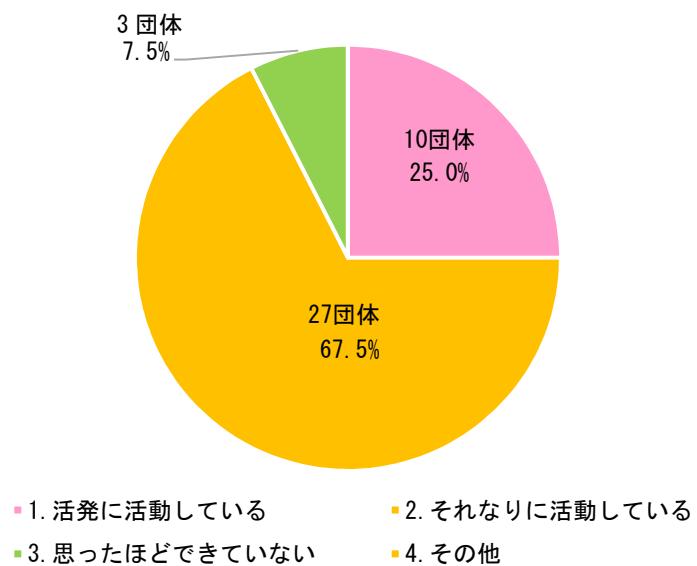
会員の年齢構成が最も多いのは70代で、全体の40.8%を占めています。次いで60代と80代以上が多く、60代以上の会員は合計で86.3%となっています。

この結果から、団体の多くが高齢層によって構成されており、今後の担い手不足や世代交代への対応が課題として挙げられます。



問2 活動の状況についてお知らせください。

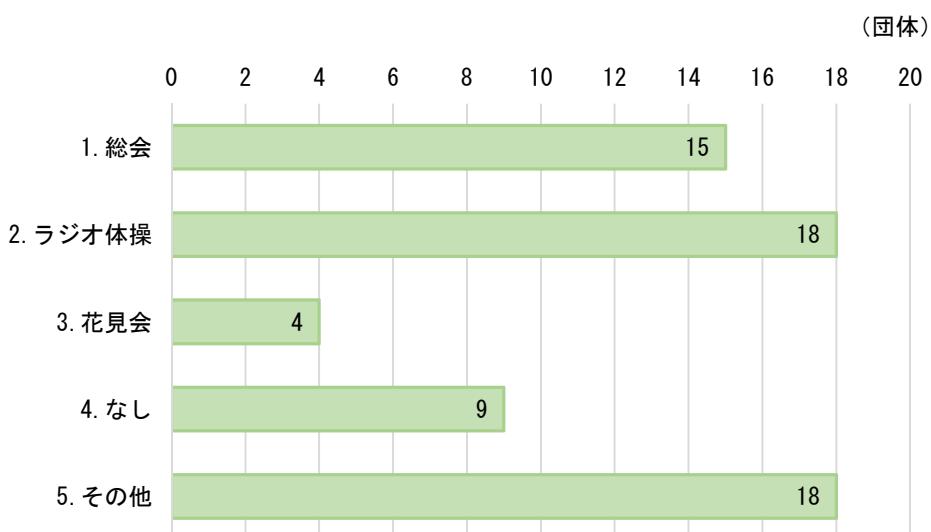
団体の活動状況については、回答団体の92.5%が「活発に回答している」「それなりに活動している」と回答しており、一定の活動が継続して行われている状況が示されています。



問3 イベントの実施状況についてお知らせください。(複数選択可)

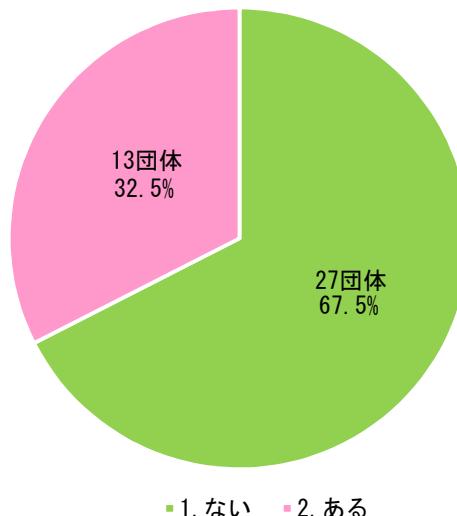
公園愛護会で実施しているイベントとしては、「ラジオ体操」「その他」が最も多く、次いで「総会」が挙げられました

「その他」の具体的な内容としては、「夏祭り（盆踊り）」や「バーベキュー」、「スポーツ」などがあり、地域交流を深める活動が行われています。



問4 愛護会の活動費について市報償金の他に支給はありますか。ある場合はその内容をご回答ください。

団体の活動費については、回答団体の67.5%が市報償金以外の支給は「ない」と回答しています。一方、「ある」と回答した団体はいずれも「町内会費」であると回答しています。

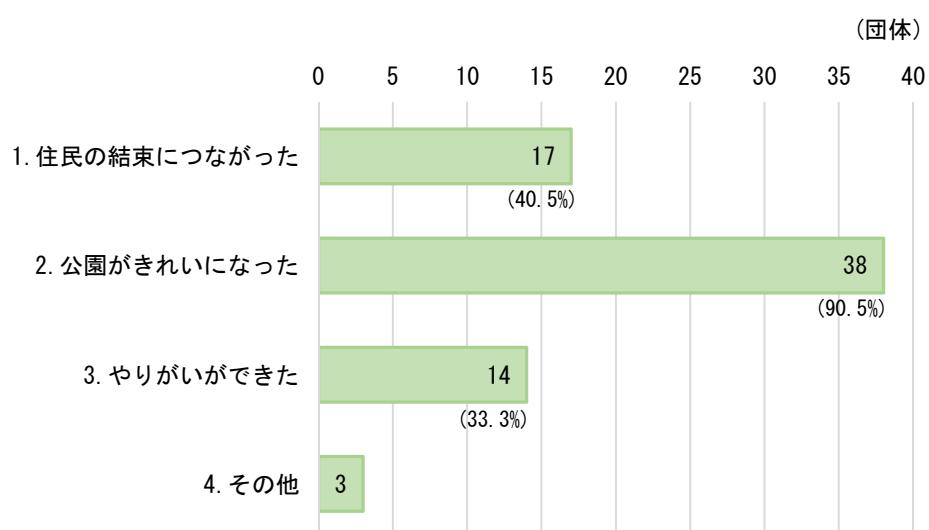


問5 愛護会活動をして良かったことはありますか。(複数選択可)

愛護会活動をして良かったこととしては、回答団体の90.5%が「公園がきれいになった」と回答しました。次いで「住民の結束につながった」「やりがいができた」といった回答が多く寄せられています。

また、「その他」としては、「雑草取りをしながらの雑談が楽しい」「隣接する幼稚園の遊び場として感謝されている」といった地域の交流や感謝の声も挙げられました。

このように、公園愛護会活動は公園環境の改善に加え、地域のつながりを深める役割を果たしていることが示されています。

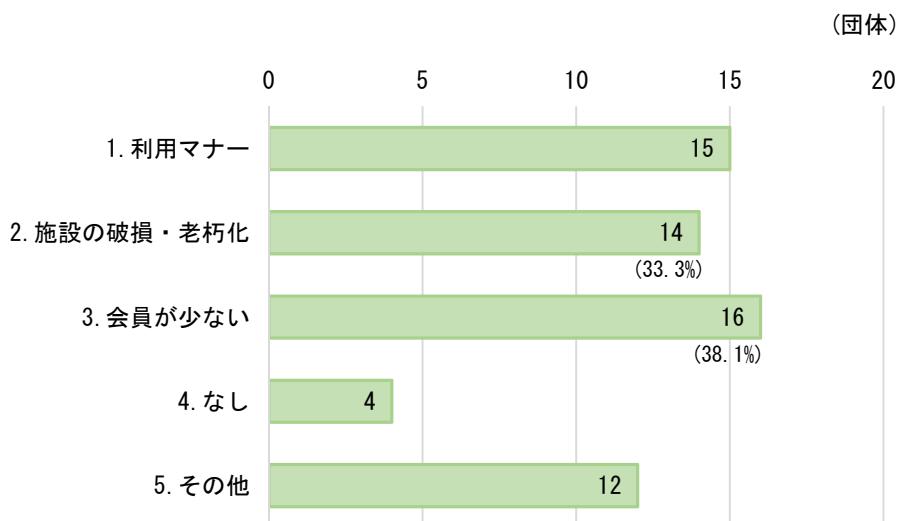


問6 愛護会活動で困ったことはありますか。(複数選択可)

愛護会活動で困っていることとして最も多かったのは「会員が少ない」で38.1%でした。また、その他の意見として「会員の高齢化」も挙げられており、担い手不足が大きな課題となっています。

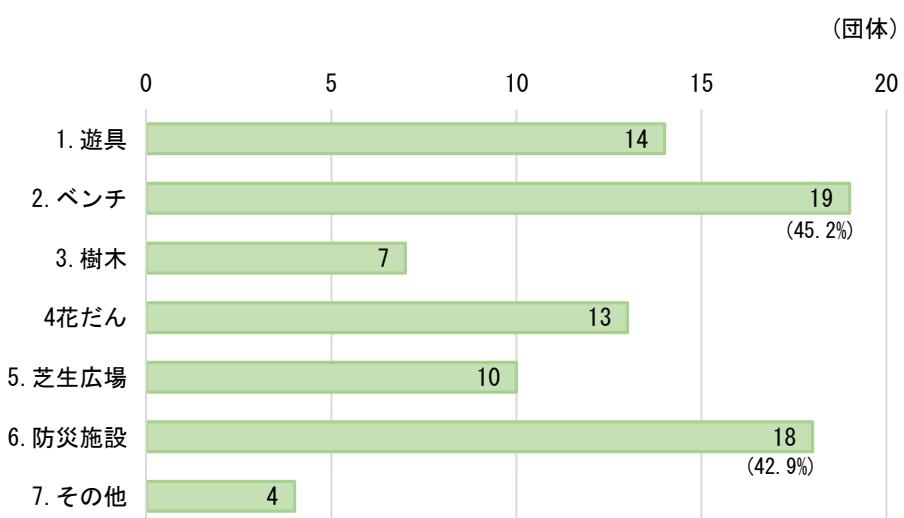
さらに、「施設の破損・老朽化」に関する回答も33.3%と多く、「施設の修繕要望」や「樹木の伐採要望」など具体的な要望もありました。

これらの結果から、会員の高齢化や担い手不足への対応、施設の維持管理の充実が課題として挙げられます。



問7 活動する公園にあつたらよい施設はありますか (複数選択可)。

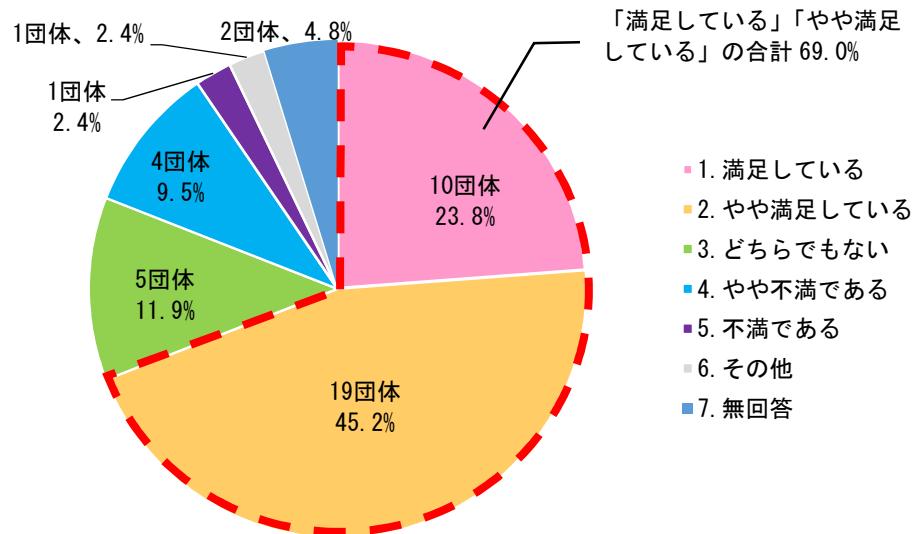
活動する公園にあつたらよい施設としては、「ベンチ」と回答した団体が45.2%で最も多く、次いで「防災施設」が42.9%となりました。



問8 現在の市内の公園・緑地・森林など緑に囲まれた環境に満足していますか。

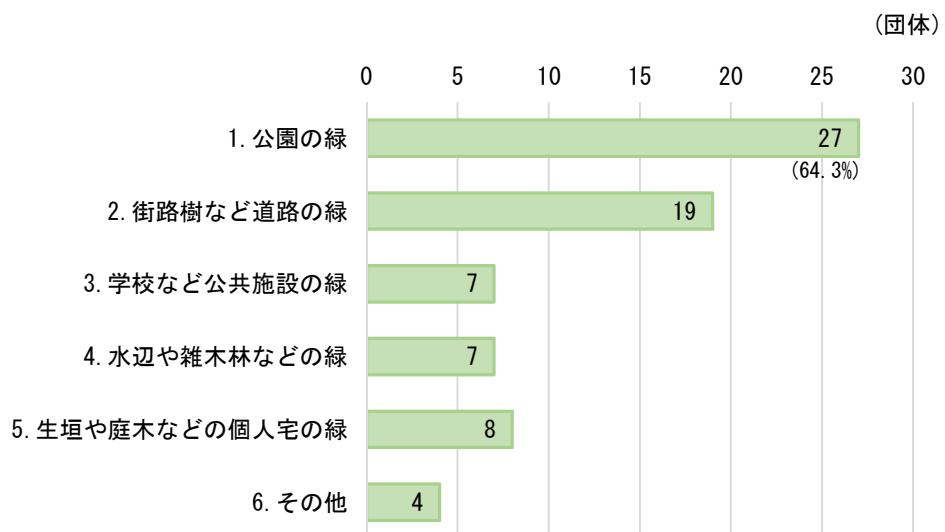
現状の緑に関する満足度は、「満足している」「やや満足している」と回答した団体が 69.0%を占め、「不満である」「やや不満である」の 11.9%を大きく上回っています。

この傾向は市民アンケート調査と同様であり、公園愛護会を含め、多くの市民が本市の緑の環境に満足していることが示されています。



問9 魅力的な緑を作るにはどのような緑化が必要だと思いますか。(複数選択可)

魅力的な緑の創出にあたって重要なとされる緑化は、「公園の緑」が 64.3%と最も多く、次いで「街路樹などの緑」が 45.2%となりました。これは市民アンケート結果とも一致しており、身近な緑が重要な緑である団体が多いことを示しています。



第4章 前計画の目標達成状況 と課題整理

4-1 前計画の目標達成状況

4-2 課題の整理

4-1 前計画の目標達成状況

(1) 身近な緑を増やす目標

目標：都市計画区域内における住民一人あたりの緑のオープンスペース面積を増やします。			
目 標	平成 26 年度	目標値（令和 7 年度）	現況値（令和 6 年度）
住民一人あたりの緑の オープンスペース面積	17.5 m ² /人	21.0 m ² /人	29.7 m ² /人

住民一人あたりの緑のオープンスペースは 29.7m²/人となり、平成 26 年度の 17.5 m²/人から 12.2 m²増加し、目標値を上回りました。人口減少による要因のほか、青い森セントラルパークなどの整備により都市公園面積が増加したことが主な要因です。

(2) 緑の質を高める目標

目標：公園、緑地、森林等の緑に囲まれた環境に満足している市民を増やします。			
目 標	平成 26 年度	目標値（令和 7 年度）	現況値（令和 7 年度）
緑に囲まれた 環境の満足度	50.4%	60.0%	57.8%

市民アンケート結果では満足度が 57.8%となり、平成 26 年度比で 7.4%増加しました。目標値の 60.0%には届かなかったものの、概ね達成したと評価できます。

(3) 市民活動を広める目標

目標：市民や団体、行政がパートナーシップで行う緑化推進活動への参加者を増やします。			
目 標	平成 26 年度	目標値（令和 7 年度）	現況値（令和 7 年度）
緑化推進活動に参加し たことがある割合	21.8%	26.8%	18.2%

市民アンケート結果によると、緑化推進活動への参加経験割合は 18.2%で、平成 26 年度より 3.6%減少し、目標値を下回りました。高齢化による担い手不足が主な要因となっています。

4-2 課題の整理

これまでの社会情勢の変化や現況調査、前計画での取組状況などを踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

① 国の方針や上位・関連計画に沿った目標・指標の設定

【社会背景・現況・課題など】

- 国の「緑の基本方針」では、将来的な都市の姿として「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる豊かな都市」が全体目標として掲げています。
- 同方針では、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being 向上に資する取組の推進が示されています。
- 青森県広域緑地計画においては、「人を呼び込み経済の活性化につながるみどりの保全と活用」が課題にあげられ、自然に配慮した観光地としての活用が推進されています。
- 青森市総合計画前期基本計画「施策1 豊かな自然環境と調和した都市景観の形成」において、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実、市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動の支援、地域性豊かな緑化活動の推進に取り組んでいます。
- 本市の都市計画に関する基本的な方針である「青森市都市計画マスタープラン」を令和4年2月に策定し、持続可能な都市づくりを目指すことを目的とした「青森市立地適正化計画」を令和7年3月に策定しました。
- ネイチャーポジティブの実現に向けて、緑地や公園など生きものの生息・生育場所が、適切に配置され、生態系として有機的につながるネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成が求められています。



【解決の方向性】

青森市総合計画や都市計画マスタープランなど、市のまちづくりの基本方針に沿って、緑の施策を充実・発展させるとともに、気候変動対策や生物多様性の確保など、持続可能な都市づくりに貢献できる取組を推進します。

- 国などの基本方針に沿った目標を設定する必要があります。
- 人口減少を前提とした青森市のまちづくりの方針と整合を図る必要があります。
- 本市の骨格となるみどりである樹林地や農地、それを繋ぐ河川、道路等のネットワークを保全・維持していく必要があります。

② みどりの多様な機能をグリーンインフラとして最大限に活用

【社会背景・現況・課題など】

- 国の「緑の基本方針」では、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being 向上に資する取組の推進が示されています。
- 青森県広域緑地計画では、「人を呼び込み経済の活性化につながるみどりの保全と活用」が課題にあげられ、自然に配慮した観光地としての活用が推進されています。
- 青森市総合計画基本構想では、青森市の直面する諸課題として人口減少、多様な主体との連携・協働の必要性、グローバル化・情報化社会への対応、短命市、自然災害、地球温暖化・海洋汚染などをあげ、誰もがこれまで以上に日々の幸せを感じ、誇りを持ち、未来を考えられるまちをつくるため、将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」と定めています。
- ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX 等の世界的潮流等を踏まえ、新たな「グリーンインフラ推進戦略 2023」が策定されるなど、グリーンインフラの社会実装が進められています。
- 公園に求める機能は多様化しており、市民アンケート調査では「子どもの遊び場がある」、「芝生などが広がり、のんびりできる広さがある」などのニーズが多く寄せられています。
- 市民アンケートや公園愛護会からのアンケートでは、「公園の緑」や「街路樹の緑」が魅力的な緑の創出に特に重要であると多くの回答を得られており、身近な緑を適切に維持管理することが重要となっています。



【解決の方向性】

みどりの持つ多様な機能をグリーンインフラとして最大限に活用し、人口減少や市民の健康増進など、本市が抱える様々な課題の解決に結びつけます。

- 緑地の保全・緑化の推進に係る取組の推進によって、快適な都市環境や良好な景観形成、災害に強いまちづくり、生物多様性の確保に貢献する必要があります。
- 公園や街路樹など、身近なみどりの機能を市民に広く周知し、市の財産としてみどりを守る意識の醸成が必要です。
- 合浦公園などの主要な公園や三内丸山遺跡などの青森市の魅力あるみどりを観光振興に活用する必要があります。
- 子どもの遊び場や市民の憩いの場となり、健康増進にも寄与する魅力ある公園が求められており、多様なニーズに対応するため民間活力を活用した公園づくりが必要です。

③ 公園樹木や街路樹の老齢化や腐朽等に対応し、

安全性を確保するための都市のみどりの計画的な維持・管理

【社会背景・現況・課題など】

- 前計画において「緑の質の満足度」の目標は未達成となっています。
- 都市公園の整備などにより、前計画から一人あたりの緑のオープンスペースは増加しております、今後も人口の減少にともなって増加すると想定されます。
- 開設から40年以上経過した都市公園は全体の約45%を占めており、安全確保のためには計画的な維持管理が不可欠です。
- 市民アンケート調査では、安全対策としての樹木の伐採や間引きを望む回答が多く見られました。
- 市民アンケート調査では、公園維持管理に関して「草刈りや清掃など公園を清潔で快適にすること」を求める声も多く寄せられました。
- 市街地の街路樹や公園樹については、落葉清掃や日照不足への対応など、維持管理に関する多様な要望があります。
- 樹木の安全対策や維持・管理に要する費用の増大が課題となっています。



【解決の方向性】

緑の量と質の確保に加え、樹木の更新などを通じて安全性への向上に取り組みます。

- これまでの「みどりの量」を増やす施策から、少子高齢化を見据えたまちづくりとして、既存のストックを活用しながら「みどりの質」を重視した適切な管理・整備を進める必要があります。
- アメリカシロヒトリやナラ枯れなど、気候変動により生じる病害虫被害に対応した維持管理を進める必要があります。
- 樹木の伐採や更新などによる安全対策に重点的に取り組む必要があります。
- コスト縮減の観点を踏まえつつ、一定の緑の水準を確保したうえで、質の高いみどりのまちづくりを推進することが必要です。

④ **高齢化により、緑化活動に取り組む市民や団体の担い手が不足するなか、
市民のボランティア活動への参加促進及び事業者による緑化活動の促進**

【社会背景・現況・課題など】

- 緑化推進活動への参加者を増やす目標は未達成となっています。
- 各種コンクールの参加者は減少しています。
- 高齢化により、市民団体や「青森市緑と花のまちづくり推進市民協議会」の担い手不足が深刻化しています。
- 市民緑地制度や民間事業者による緑地確保の取組など、民間による緑化の推進が進められています。
- 公園愛護会においては、会員の多くが高齢層で構成されており、アンケート結果においても、会員数の減少や会員の高齢化に苦慮しているという結果が出ています。



【解決の方向性】

市のみどりに関するイベント等の情報を広く提供し、ボランティアによる緑化推進活動への参加を促すことで、将来の担い手を育成します。

- 緑に関するイベントや活動情報を広く提供し、ボランティアによる緑化推進活動への参加を促すことで、将来の担い手を育成する必要があります。
- アンケート結果において、緑化活動に参加したことがない人は、全体の約8割であるものの、そのうち約7割は活動に興味があるとの回答があったことから、容易に参加可能な緑化活動の検討や周知方法を検討する必要があります。
- 市のみどりを財産として、市・市民・事業者が協働で守り育てる必要があります。

第5章 基本理念と将来像

5-1 基本理念

5-2 みどりの将来像

5-3 基本方針

5-4 緑地の保全及び緑化の目標

5-1 基本理念

第4章で示した本市の緑に関する4つの課題解決に向け、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、今ある本市が誇れる豊かな緑を市民共有の財産として守るとともに、緑と花があふれる魅力的なまちの創出に努め、わたしたちの住む「青森」という名称を大切にしながら、将来にわたって緑を育んでいくことを表すため、基本理念は現行計画を継承し“わたしたちのつくる緑あふれる 青い森”と定めます。

＜基本理念＞

“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”



〈本市を代表する都市公園 合浦公園〉

5-2 みどりの将来像

基本理念を実現するため、本市が目指すみどりの将来像を、公園や史跡、交通拠点等を核とする「みどりの拠点」、河川や海岸、道路等で構成される「みどりのネットワーク」、市街地や農地、背後丘陵地に広がる「みどりのエリア」の三つの要素によって構成します。

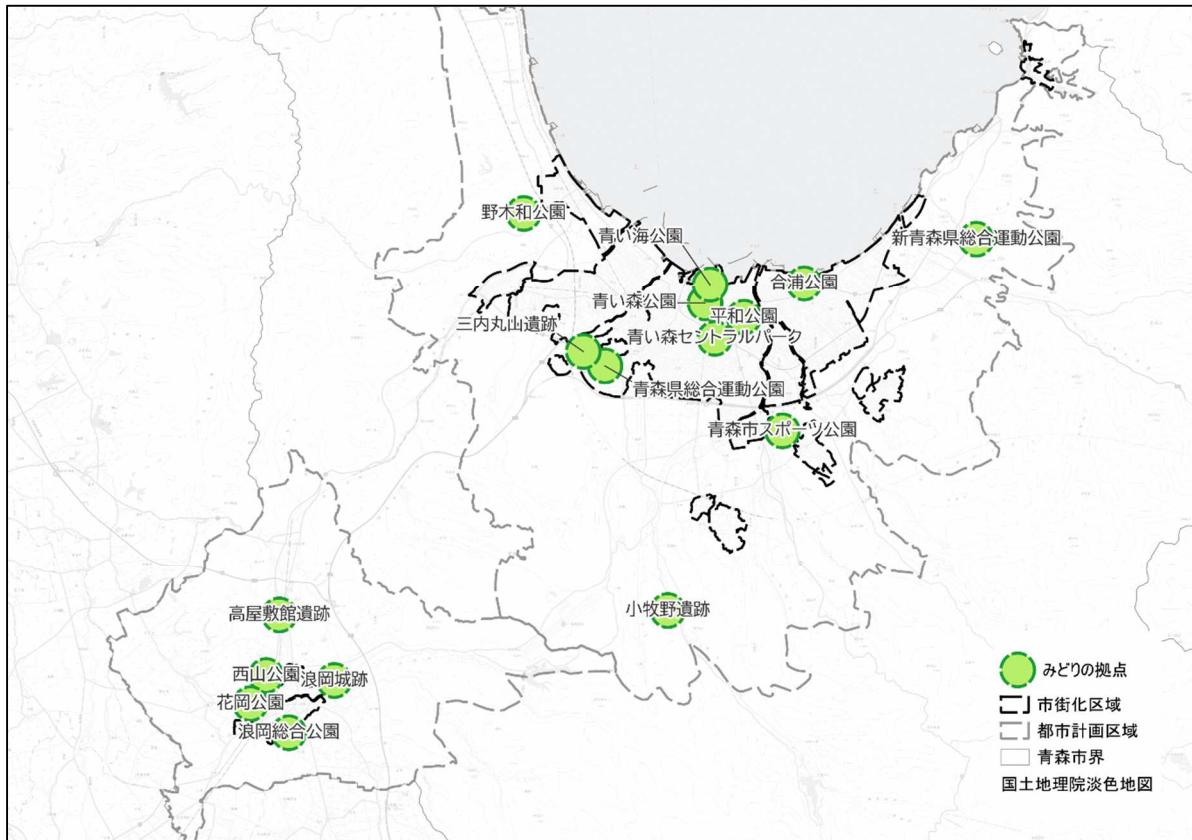
これまで整備・保全等を実施してきた公園等の緑地については、緑の持つ多様な機能をグリーンインフラとして最大限に活用し、市民・事業者・行政が連携・協働するパートナーシップのもと、防災・減災による安全な市街地の形成、コンパクトシティの形成、豊かな自然環境と調和した都市景観の形成等の実現に寄与し、気候変動や生物多様性の確保などに対応した都市づくりを進めています。

(1) みどりの拠点

市内外の人々が集い、緑と水にふれあう場として、都市公園のうち都市基幹公園や大規模公園、住区基幹公園の地区公園、史跡などを「みどりの拠点」として整備・活用します。

図 5-1 青森市におけるみどりの拠点

都市基幹公園	合浦公園、野木和公園、青い森セントラルパーク 青森市スポーツ公園
大規模公園	青森県総合運動公園、新青森県総合運動公園
住区基幹公園（近隣・地区公園）	青い森公園、平和公園、浪岡総合公園、西山公園、花岡公園
史跡（指定文化財）	三内丸山遺跡、小牧野遺跡、浪岡城跡、高屋敷館遺跡

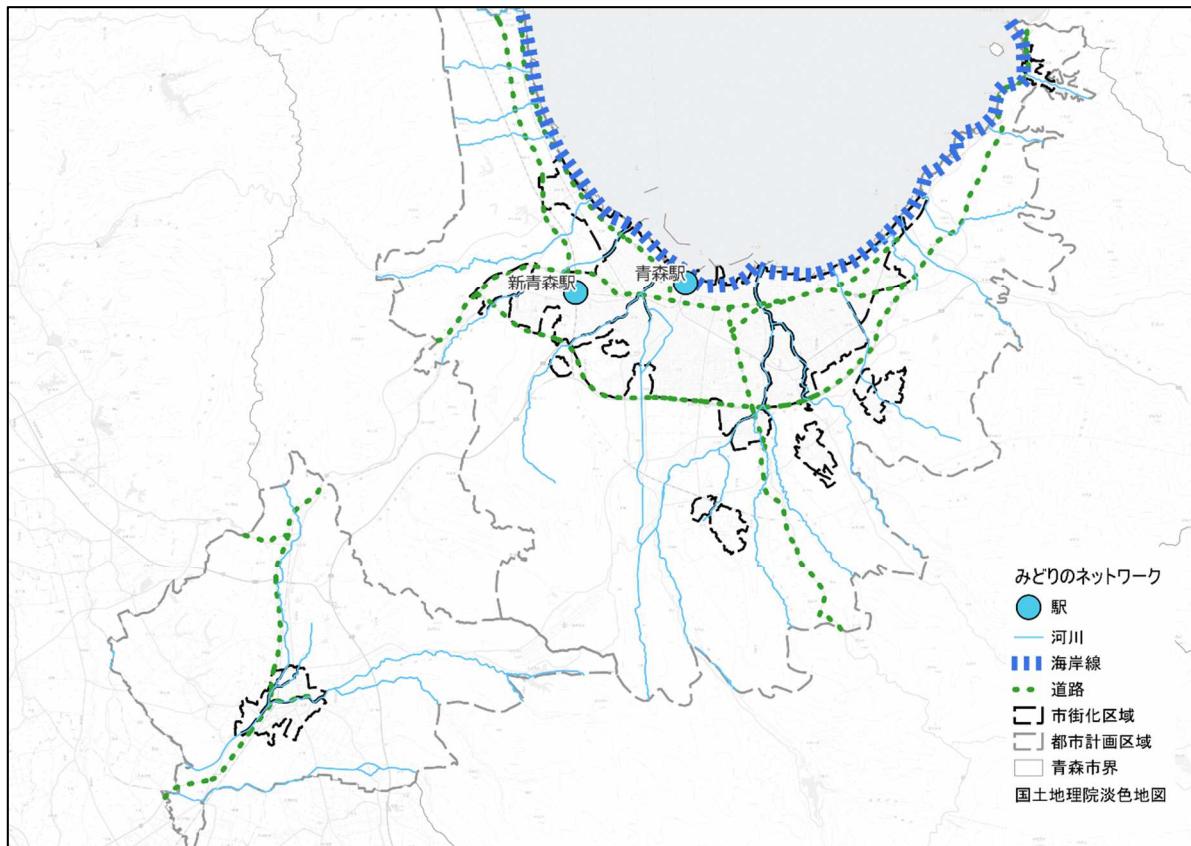


(2) みどりのネットワーク

連続的な繋がりのある緑として、緑の拠点と拠点をつなぎ、河川、海岸、道路をみどりのネットワークとして整備・活用します。

図 5-2 みどりのネットワーク

河川	一級河川、二級河川、準用河川など
海岸	陸奥湾沿岸、海に面する公園
道路	一般国道 4 号及び 7 号、その他幹線道路

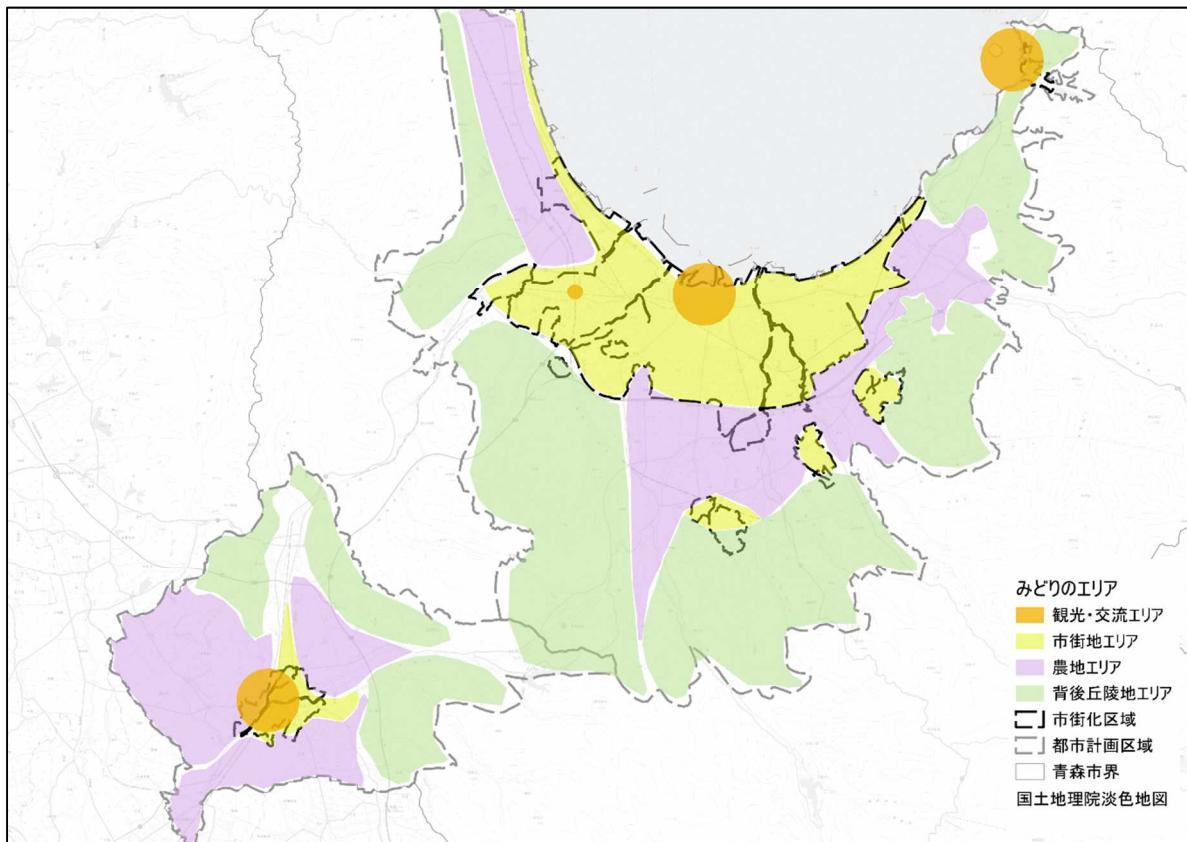


(3) みどりのエリア

緑や花が身近に感じられる暮らしの「市街地エリア」、人の集まる拠点となる「観光・交流エリア」、田畠やりんご畠などの「農地エリア」、豊かな自然環境へつながる「背後丘陵地エリア」として設定します。

図 5-3 みどりのエリア

市街地エリア	人々の生活の場として、住宅の緑化、身近な公園・緑地などの整備や維持管理、公共施設等の緑化、市民との協働により緑化を進めるエリア。
観光・交流エリア	交通拠点が所在し、市内外の人々の交流の場となり、観光地の魅力向上のために緑化を進めるエリア。
農地エリア	農地の持つ機能を維持するため、農地の計画的な保全・活用を促進するエリア。
背後丘陵地エリア	豊かな自然の景観を守り、樹林地を維持するエリア。



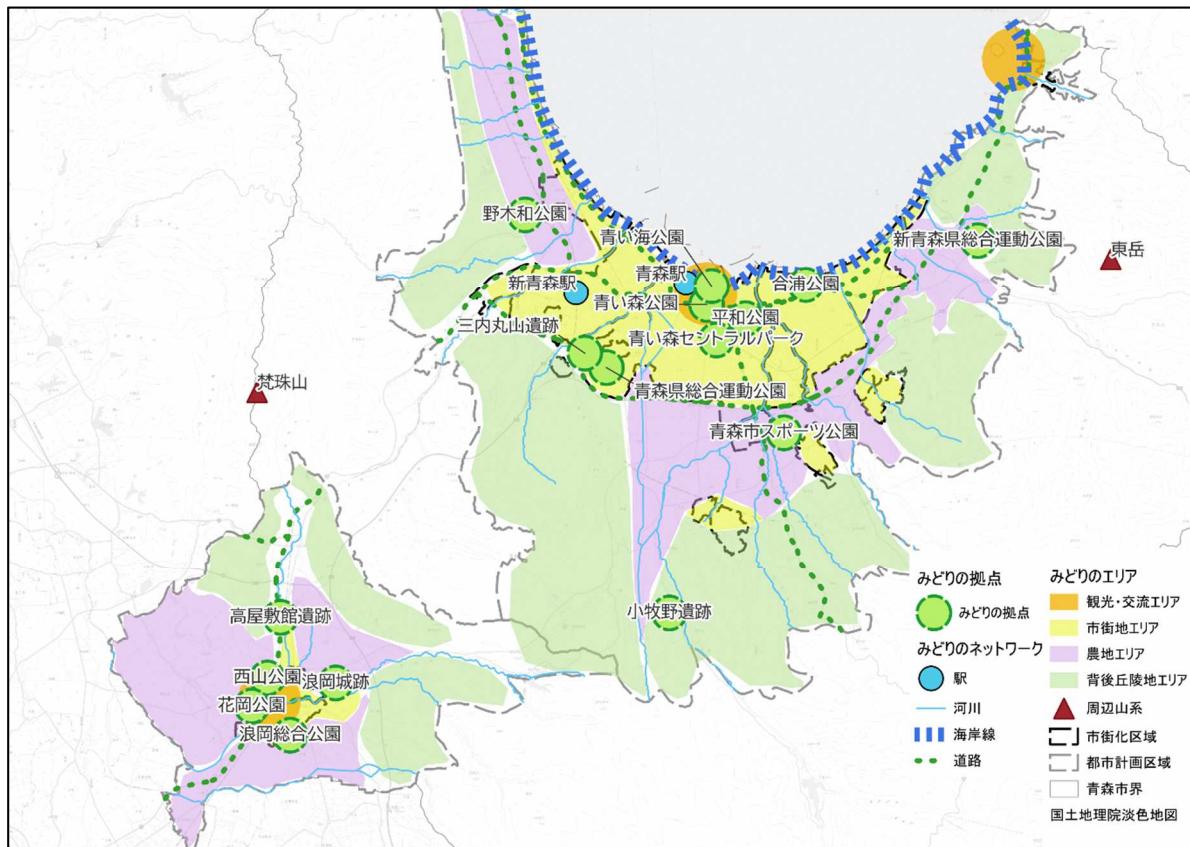
出典：JAXA「日本域 10m 解像度土地利用土地被覆図【2024 年】(ver. 25.04)」を基に作成

(4) みどりの将来像

みどりの将来像（みどりのあるべき姿）として、「みどりの拠点」「みどりのネットワーク」「みどりのエリア」の三つの要素を重ね、本市の「みどりの将来像」を次のとおり示します。

この将来像の実現にあたっては、緑の持つ多様な機能をグリーンインフラとして最大限に活用するとともに、市民・事業者・行政が連携・協働するパートナーシップによって可能となります。

図 5-4 みどりの将来像



(5) 将来のみどり配置の方針

青森市のみどりの将来像を踏まえ、みどりの配置の方針を以下に示します。

【都市公園ストックの再編】(市街地エリア)

- 市街化区域において既存の都市公園等を活用し、少子高齢化社会を想定した子育て支援及び市民の健康増進に資する公園への改修、再編を検討します。

【グリーンインフラの活用】(全てのエリア)

- 災害時に避難所となる公園・緑地等に災害応急対策施設等の整備及び維持管理を推進します。治水機能を有する農地、樹林地は今後とも保全を図ります。街路樹は、環境保全や景観形成等の機能維持のため、適切に維持管理を行います。

【市の魅力向上に資するみどりの配置】(観光・交流エリア)

- 主要駅などの交通拠点周辺を含む地域においては、市内外の人々が集まる場として、みどりを活用したまちづくりを市民・事業者と協働で進め、魅力ある空間を創出します。

5-3 基本方針

本市には、市街地を取り囲む丘陵地、多くの河川、田園、リンゴ畑が広がっています。これらの自然は本市の骨格を形成するとともに、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしています。そして、市街地には市民の憩いの場としての合浦公園、平和公園、野木和公園、青い森セントラルパーク、浪岡緑道、西山公園等、拠点となる緑が点在しています。本計画では、背後丘陵地等の自然を緑の骨格、主要な公園や史跡を緑の拠点、主要な河川や海岸、道路を緑の軸線として位置付けます。

これらの緑を核として、私たちの日常に密着した誰もが安心して快適に暮らすことのできる身近な緑の保全、住宅地、商業地等での緑の普及、緑の連続性（つながり）の確保に努め、環境問題の軽減や次世代につなぐ緑あふれる青い森の実現を目指します。

そのためには、市民・事業者・行政が連携・協働するパートナーシップによる緑地の保全及び緑化の推進が不可欠であり、基本理念及び将来像の実現のため、計画の基本方針を“みどりをまもる、みどりをふやす、みどりをつなぐ、みどりとくらす、みどりをひろめる”と定め、第4章で示した4つの課題解決に努めます。

＜基本方針＞

“みどりをまもる、みどりをふやす、
みどりをつなぐ、みどりとくらす、みどりをひろめる”



＜平和公園＞

基本方針1 みどりをまもる <みどりの保全>

市街地を取り囲む山並みを形成する背後丘陵地等の緑の保全、市内に生息・生育する希少動植物の保護、生物多様性の確保、古くから地域のシンボルとして歴史ある巨樹、古木の保全、りんご畠や田畠などの農地の保全など、これまで受け継がれてきた緑を守り、次世代へと引き継いでいきます。

基本方針2 みどりをふやす <みどりの創出>

各主体が緑地の維持管理に取り組むことで緑の質の向上を図り、新たなみどりの創出に努めます。公園や公共施設等においては、関連計画等との整合を図りながら、整備および維持管理を進めます。

また、誰もが健康で潤いのある生活を送ることができるまちづくりに緑を活用し、公園の整備や機能の充実を通じて Well-being の向上を図ります。その一環として、緑の機能を維持し、安全性を確保するために、公園樹木や街路樹の適正な維持管理や樹木更新等の対策を実施します。さらに、身近に緑のある生活が気候変動対策や災害対策に有効であることを広く周知し、緑の機能をグリーンインフラとして最大限に活用します。

基本方針3 みどりをつなぐ <みどりの連続性>

主要な都市公園等を核とする「みどりの拠点」を河川や道路など自然を市街地に導く「みどりの軸」でつなぎます。これにより、連続した緑を通じて、快適な都市環境、人と生き物との共生、都市の安全確保、美しい景観の形成などの機能を最大限に生かす緑のネットワークを維持します。

基本方針4 みどりとくらす <みどりのある生活>

豊かで潤いのある暮らしができるよう、緑と花に囲まれた生活景観（暮らしの中の緑）の形成に努めます。あわせて、緑資源の再利用を促進するとともに、緑と花に関する学習の推進にも取り組みます。

基本方針5 みどりをひろめる <みどりの普及>

本市のみどりをひろめる活動は、行政だけではなく市民や事業者との協働によって広がり、担い手を育てていくことが必要です。そのため、緑化活動の場の提供や支援の充実を図るとともに、緑化意識の高揚につながる取組を推進します。

さらに、魅力的なみどりを市外にも発信し、本市の資源であるみどりを活用して人を呼び込み、まちの活性化につなげます。

5-4 緑地の保全及び緑化の目標

基本理念、みどりの将来像の実現に向けて、以下の項目を目標値として設定します。

表 5-1 緑地の保全及び緑化の目標

項目		基準値	目標値	関連する基本方針				
				まるる	ふやす	つなぐ	くらす	ひろめる
身近な緑を増やす目標	住民一人あたりの緑のオープンスペース面積	29.7 m ² /人	36.1 m ² /人	●	●			
	緑被率（市街化区域）	14.4%	14.4%	●	●			
	緑被率（都市計画区域）	77.5%	77.5%	●	●			
緑の質を高める目標	緑に囲まれた環境の満足度	57.8%	60.0%	●	●	●	●	
市民活動を広める目標	緑化推進活動に参加したことがある市民の割合	18.2%	21.8%			●	●	●
	緑化活動団体数	77 団体	77 団体			●	●	●

(1) 身近な緑を増やす目標

市街地には都市公園のほか児童遊園や開発緑地、港湾緑地など、自然を身近に感じることのできる空間、いわゆる緑のオープンスペースが存在しています。緑のオープンスペースは、安らぎと潤いのある生活環境を実現するうえで重要であることから、オープンスペースを減少させないことを前提に人口減少を加味したうえで、都市計画区域内における住民一人あたりの緑のオープンスペース面積を増やすことを目標とします。

また、国の基本方針においては、市街地の緑被率（緑地に覆われている土地の面積）は気候変動対策や生物多様性の確保、Well-being 向上において重要な項目とされており、市街地の緑被率は3割以上を目指すとされていることから、新たに緑被率を目標に設定し、令和7年度の緑被率の数値を基準とし、その維持向上を目指します。

表 6-2 身近な緑を増やす目標

目標	基準値	目指す方向	目標値
住民一人あたりの緑のオープンスペース面積 ^{※1}	29.7 m ² /人 (R6 年度)	増加	36.1 m ² /人
緑被率 ^{※2} （市街化区域）	14.4% (R7 年度)	維持向上	14.4%
緑被率 ^{※2} （都市計画区域）	77.5% (R7 年度)	維持向上	77.5%

※1 都市計画区域の緑のオープンスペース面積÷都市計画区域内人口

※2 対象地域内の緑被地（緑に覆われた地域）の面積÷対象地域の面積

(2) 緑の質を高める目標

緑地の保全及び緑化の推進に努めるとともに、緑の量を増やすだけでなく、今ある緑をより快適で美しい緑に育て、公園・緑地・森林など緑に囲まれた環境に満足している市民の割合を増やすことを目標とします。

表 6-3 緑の質を高める目標

目標	基準値	目指す方向	目標値
緑に囲まれた環境の満足度	57.8% (R7 年度)	増 加	60.0%

※緑に囲まれた環境の満足度は、市民アンケート調査より把握

(3) 市民活動を広める目標

人口減少や少子高齢化により、市税収入の減少や行政サービスの縮小が懸念されるなかで、これまで以上に市民や事業者、行政のパートナーシップによる緑化推進活動が重要となっています。公園愛護会など緑化推進活動団体の会員の高齢化も課題となっており、新たな人材の確保が求められています。

そのため、市民や様々な団体、行政が協働で行う緑化推進活動への参加者の割合を増やすことを目標とします。

表 6-4 市民活動を広める目標

目標	基準値	目指す方向	目標値
緑化推進活動に参加したことがある市民の割合 ^{※1}	18.2% (R7 年度)	増 加	21.8%
緑化活動団体数 ^{※2}	77 団体 (R5 年度)	維持向上	77 団体

※1 緑化推進活動に参加したことがある市民の割合は、市民アンケート調査より把握

※2 緑化活動団体数は、青森市総合計画前期基本計画の目標値に整合

第6章 緑地の保全及び緑化の 推進に向けた施策

6-1 緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策

6-1 緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策

第5章で定めた5つの基本方針に基づき、本市が抱える4つの課題解決に向け、取り組む施策を定めます。

基本方針	基本施策	施策内容
みどりをまもる	(1)自然環境の保全	①優れた自然の保全
		②希少動植物の保護と生物多様性の確保
		③水辺等の保全と適正管理
	(2)樹林、樹木の保全	①社寺林の保全
		②巨樹・古木の保全
	(3)農地の保全	①農地の維持保全 ②体験農園の充実
みどりをふやす	(1)身近な公園、緑地づくり	①公園緑地の整備 ②民地、民間施設の緑化の推進
		①公共施設・遊休地の緑化推進 ②緑の連続性を確保し、テーマ性をもった街路樹等の整備 ③道路緑化の維持管理の充実 ④自然的資源、歴史文化的資源を生かした緑化の推進
	(3)安全で快適に利用できる公園・緑地の充実	①指定管理者による管理運営の推進 ②公園、緑地の再生(リニューアル)や維持管理の充実 ③ユニバーサルデザイン等による公園、緑地整備 ④防災機能を有した公園の整備
みどりをつなぐ	(1)みどりのネットワーク化	①公園、緑地、河川、道路等による緑化ネットワークの形成維持
みどりとくらす	(1)地域の緑との共生	①緑のリサイクルの促進
	(2)住まいの緑と花づくり活動の実践	①庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進 ②地区計画制度の活用
		①緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集
みどりをひろめる	(1)緑化活動の促進、支援の充実	①緑に関するコンクールや顕彰制度の充実 ②パートナーシップによる緑化推進 ③緑に関するイベントやPRの充実

基本方針 1 みどりをまもる



基本施策 (1)

自然環境の保全

解決へと向かう課題 ①②
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 優れた自然の保全

市内を南北に流れる堤川、陸奥湾に面する北部の海岸、そしてブナ林を有する自然豊かな背後丘陵地などは、本市の緑の基盤となる大切な自然であり、植物の自生地や野生動物の生息地、水源を育む森などの多様な役割を持つ豊かな自然環境の保全を推進します。

また、青森県において制定している「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」により守るべき環境の保全を推進します。

② 希少動植物の保護と生物多様性の確保

市内に生息・生育する希少動植物を守り、生物多様性の確保を推進します。指定文化財であるシナイモツゴの保護活動やホタルの生息地の維持管理に取り組む市民団体を支援するとともに、ホームページやイベントなどを通じて生物多様性の重要性を広く周知するための啓発を行います。

また、市街地の公園や緑地では生物との共生を図るため、地域住民とのパートナーシップによって、野生生物の生息・生育できる環境（ビオトープ）の整備や適切な維持管理に努めます。

さらに、生物多様性の観点から重要な都市公園については、国や県の方針や目標に沿って「ネイチャーポジティブ公園」として位置づけることを検討します。



〈シナイモツゴ保護活動の様子〉

③ 水辺等の保全と適正管理

河川や海岸などの周辺の広がる緑地は、生活に潤いを与える大切な親水空間であり、水と緑のネットワークを形成する身近な自然空間です。

河川緑地や湖沼の遊歩道、港湾施設の維持管理を行うとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、河川や水辺沿いの清掃や除草などを適切に実施し保全に努めます。

また、「市民一掃きデー・おもてなしクリーンキャンペーン」や「むつ湾週間」などでは、市民とともに海岸や湖沼周辺の環境美化活動に取り組み、水辺の自然環境の保全を推進します。

① 社寺林の保全

地域の風土に育まれてきた社寺林は、地域の歴史と深く結びつく貴重な景観であり、市街地における重要な樹林地として街並みに趣を与えています。これらの樹木や樹林地を適切に管理し、その保全に努めます。

② 巨樹・古木の保全

市指定天然記念物である合浦公園の「三晉の松」をはじめ、地域のシンボルとして親しまれている歴史ある巨樹や古木を適切に管理し、その保全に努めます。



<合浦公園「三晉の松」>

① 農地の維持保全

りんご畠や田園などの農地は、作物を生産するだけでなく、本市を代表する原風景として良好な景観を形成し、生き物の生息や移動の場となるほか、治水や保水といった防災の役割も担っています。こうした多様な機能を持つ農地を、法令などに基づき維持・保全します。

**② 体験農園の充実**

休耕地等の有効利用として、市民が気軽に土にふれ合える体験農園等の充実を図り、コミュニティの醸成や農業文化の継承を推進します。

基本方針 2 みどりをふやす



基本施策 (1)

身近な公園、緑地づくり

解決へと向かう課題 ①②③
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 公園緑地の整備

本市の都市公園はこれまで計画的に整備が進められ、一定の量は確保されてきましたが、開設から40年以上が経過した公園が全体の約45%を占めており、施設の老朽化や樹木の密植・大木化による安全性の課題が生じています。

遊具等の老朽化が進んでいる公園施設については、「青森市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園施設の改築更新を行うなど、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

また、公園樹木については、剪定や伐採、更新などの適正な維持管理を行い、安全性と快適性の確保に努めます。

そのため、これまでのように量の拡大を重視するのではなく、市の財政状況や少子高齢化などの社会環境を踏まえ、既存ストックを活用しながら、質の高いみどりのまちづくりを推進し Well-being の向上などに努めます。

〈公園施設長寿命化計画 公園施設の改築更新〉



【対策前】



【対策後】

〈1号遊歩道緑地 樹木剪定・伐採実施状況〉



【対策前】



【対策後】

② 民地・民間施設の緑化の推進

効果的なみどり空間を創出するため、沿道景観と調和した民有地での緑化を推進します。また、良好な景観形成を図るため、「青森市景観計画」に基づき、大規模な開発や建築などを行う際には、事業者による緑化を推進します。さらに、環境問題への対応や都市環境の改善を目的として、屋上緑化や壁面緑化などについて、本市の地域特性を生かした技術の情報収集を進め、緑化の普及を推進します。

基本施策 (2)

まちの拠点や軸となる緑づくり

解決へと向かう課題 ①②③
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 公共施設・遊休地の緑化推進

市庁舎や市民センターなど多くの人が利用する公共施設や、小中学校に花壇やプランターを設置し、緑化を推進します。学校や公共施設は避難場所として指定されていることから、災害時の延焼遮断等の防災機能が期待されるため、緑の機能を活用した防災対策にも配慮します。

また、河川緑地、植樹帯等の公有地を有効に活用し、緑化の推進を図るとともに、適切な維持管理を行います。

② 緑の連続性を確保し、テーマ性をもった街路樹等の整備

街路樹は、環境保全機能や防災機能を持ち、市街地における緑の拠点をつなぐネットワークとしても重要です。街路ごとにテーマ性や統一性を持たせ、近年の気候に見合った樹種の選定や適正な配置による整備や改植などに努めることで、市街地の景観向上やヒートアイランド現象の軽減を図ります。

③ 道路緑化の維持管理の充実

「みどりのネットワーク」の形成と都市景観の向上のため、街路樹の剪定や街路樹枠の草刈などを行います。

近年、一部の街路樹では老齢化や腐朽が進んでおり、安全性や維持管理上の課題が生じています。このため、近隣住民の意見を踏まえながら密集した樹木の再編成や安全性の確保のための伐採を行うなど、都市のみどりとして適正な管理を推進します。また、将来の人口減少を見据え、一定水準のみどりを確保するとともに、維持管理費用の削減に努めます。

④ 自然的資源、歴史文化的資源を生かした緑化の推進

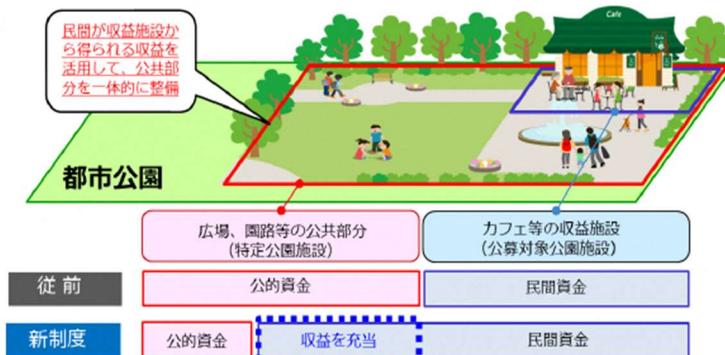
背後丘陵地などの緑豊かな自然的資源や、三内丸山遺跡、小牧野遺跡、浪岡城跡といった歴史文化的資源を生かし、地域の魅力を感じられる緑空間の創出を図ります。

① 指定管理者による管理運営の推進

多様化する市民ニーズや社会情勢に対応するため、広域的に利用される合浦公園や野木和公園などの主要な公園については、民間事業者の資金やノウハウを活用できる指定管理者制度による管理を行います。

また、青い森セントラルパークでは、公募設置管理制度（Park-PFI）を導入しており、民間活力を生かした運営を進めています。今後においても、さらなる民間活力の導入を検討します。

図 7-1 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要



出典：国土交通省 HP Park-PFI 等の活用



〈青い森セントラルパーク〉

② 公園、緑地の再生（リニューアル）や維持管理の充実

今後は、人口減少にともなう公園利用率の低下や維持管理の担い手不足などが想定されることから、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応し、公園機能の見直しや再整備を検討します。また、空き地などの民有地の活用を検討する等、地域に即したグリーンインフラの維持管理を推進します。

③ ユニバーサルデザイン等による公園、緑地整備

誰もが分け隔てなく安心・安全に利用できるインクルーシブデザイン遊具の導入や、公園施設のバリアフリー化を検討します。また、「こども基本法」に基づき、子どもの成長を促す遊びの場となる公園づくりのため、そのための整備や長寿命化を図ります。



〈インクルーシブデザイン遊具〉

④ 防災機能を有した公園の整備

本市では、「青森市地域防災計画」に基づき、大規模な公園や公共空地を「広域避難所」として、また近隣公園や街区公園などを「一時避難所」として指定しており、公園は災害時の重要な避難拠点となります。

今後は、青い森セントラルパークのマンホールトイレやかまどベンチなどの整備にみられるように、防災機能に配慮した公園の機能向上を図ります。

基本方針 3 みどりをつなぐ



基本施策 (1)

みどりのネットワーク化

解決へと向かう課題 ①②③④
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 公園、緑地、河川、道路等による緑のネットワークの形成維持

主要な公園や史跡などを核とする「みどりの拠点」を、河川や海岸、道路などの「みどりの軸」でつなぎ、連続した緑を通して快適な都市環境の創出、人と生き物との共生、都市の安全性の確保、美しい景観の形成など、緑が持つ機能を最大限に生かしたネットワークの維持を推進します。

また、市民や事業者による国道や史跡・観光施設周辺の緑化活動を充実させ、市民・事業者・行政がパートナーシップのもとで進める緑化ネットワークの形成を推進します。



〈国道4号での植樹枠への花植え活動〉



〈三内丸山遺跡周辺での植樹枠への花植え活動〉

基本方針 4 みどりとくらす



基本施策 (1)

地域の緑との共生

解決へと向かう課題 ①②③
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 緑のリサイクルの促進

公園の維持管理で発生した伐採木については、無償提供などを通じて有効活用の可能性を含め、緑のリサイクルの促進を検討します。

また、近年の気候変動に対応するため、緑地による暑熱の緩和、雨水の浸透、土砂災害の防止など、緑の機能を活用した気候変動対策を検討します。そのため、気候に適した樹木の選定や植栽、適正な管理についても検討を進めます。

基本施策 (2)

住まいの緑と花づくり活動の実践

解決へと向かう課題 ②④
達成へと向かう目標 (1)(2)

① 庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進

暮らしの中で安らぎや快適さを創出するため、写真展の実施などを通じて、庭先や窓辺に緑と花があふれるガーデニング生活を推進します。

② 地区計画制度の活用

地区計画による緑化の推進など、まちなみの景観向上を促進します。

基本施策 (3)

緑と花の学習の推進

解決へと向かう課題 ④
達成へと向かう目標 (2)

① 緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集

緑と花にふれあう環境を守り、創り、育していくためには、次世代を担う子どもたちが緑の大切さを理解することが不可欠です。そのため、小中学校における学習機会の充実を図ります。

また、緑の普及や啓発のため、公共施設などにおける緑に関する図書や情報誌の充実を図るとともに、広報やホームページを活用し、緑に関する情報の発信と共有を行います。

さらに、公園や森林公園、森林博物館などを活用した自然環境の学習や交流を通じて、市民・事業者・行政とのパートナーシップを強め、市民が緑とふれあい楽しむ機会や場の充実を図ります。

基本方針 5 みどりをひろめる



基本施策 (1)

緑化活動の促進、支援の充実

解決へと向かう課題 ②④
達成へと向かう目標 (1)(2)(3)

① 緑に関するコンクールや顕彰制度の充実

市民の緑化意識を高めるとともに、小中学校における学習機会としての活用を図るため、「自慢の花だん写真展」や「素敵な花だん表彰」、「図画・ポスターと標語の作品コンクール」を実施します。

② パートナーシップによる緑化推進

市民・事業者・行政がパートナーシップのもとで市内の緑を育て、緑化活動の促進と支援を充実させることで、公園や街路樹などを共有の財産として大切にする意識の醸成を図ります。

また、パートナーシップによる緑化活動や公園愛護会の活動に加え、「緑花相談」や「花の講習会」を開催し、育て方などに関する技術的な指導や支援の充実を図るとともに、その活動を広めるための周知を図ります。



〈花の講習会〉



〈植栽活動〉

③ みどりに関するイベントやPRの充実

四季の変化を楽しめる春まつりや秋まつりなどの市を代表するイベントに加え、市の玄関口である青森駅や新青森駅などの交通拠点、観光施設周辺で花の名所づくりを推進し、花を活かしたまちづくり・にぎわいづくりに努めます。

また、パートナーシップによる緑化活動や公園愛護会の活動に加え、「緑花相談」や「花の講習会」を開催し、育て方などに関する技術的な指導や支援の充実を図ります。



〈合浦公園〉



〈浪岡湿生花園〉

第7章 緑化重点地区

7-1 緑化重点地区とは

7-2 緑化重点地区の設定

7-3 緑化重点地区における緑化方針

7-1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項において定められている、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進について重点的な配慮を加えるべき地区のことです。

地区を設定し、本市が目指す緑の将来像を地区レベルで目に見える形にすることで、目標の早期達成や、市全体の緑化意識の高揚を図ることができます。

緑化重点地区においては、市が行う重点的な緑化施策に加え、市民や事業者の積極的な緑化への取組を促進します。

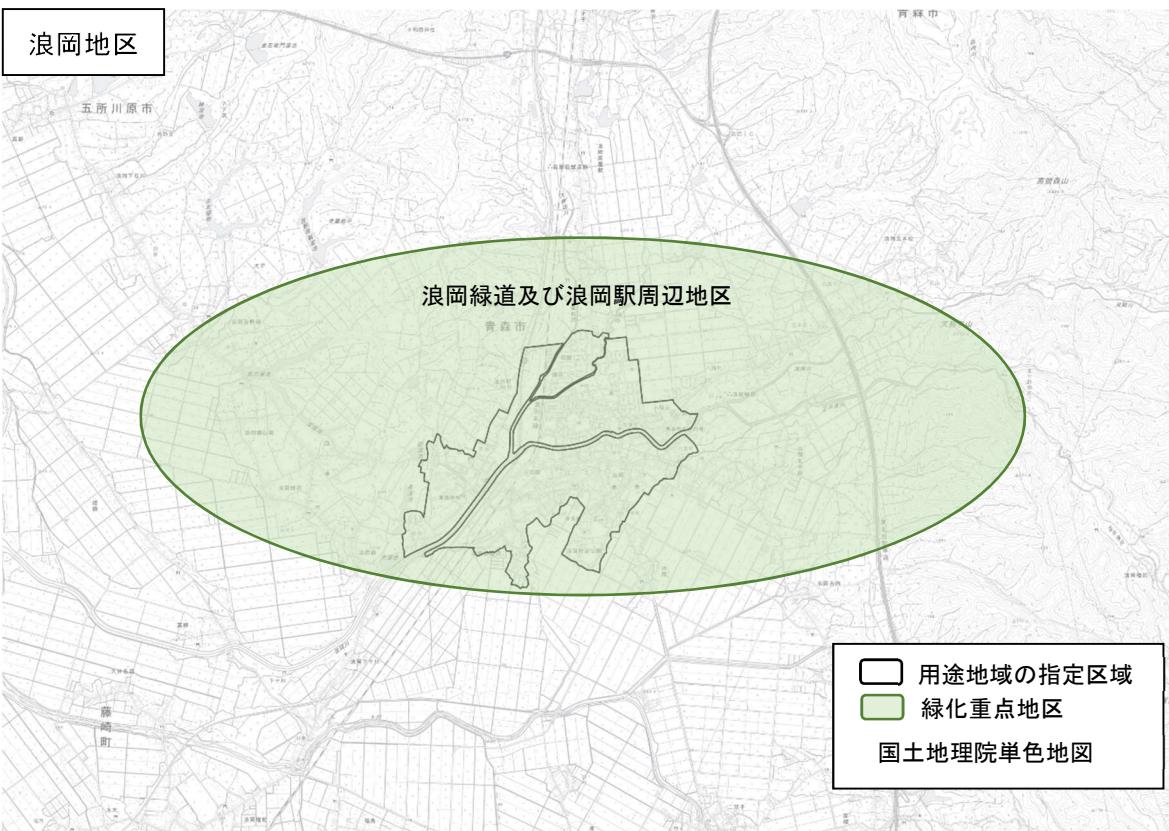
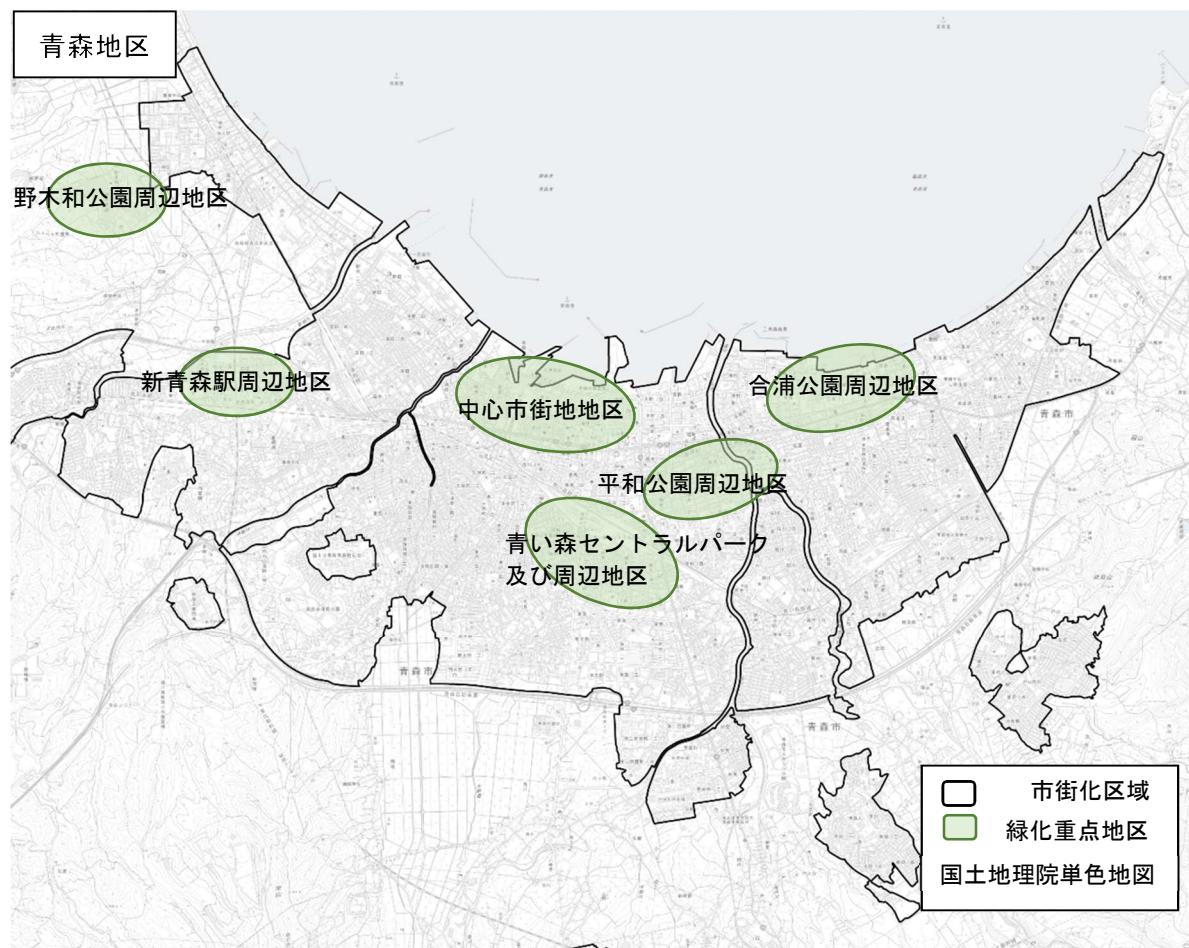
7-2 緑化重点地区の設定

地区を設定するにあたっては、以下の視点を踏まえて選定しました。

- 青森市立地適正化計画において指定されている地区
- 駅などの交通拠点があり、観光や交流の起点となる地区
- 緑の少ない住宅地
- 景観や風致の維持が特に重要な地区
- 防災上、緑化の必要性が高い地区
- 市民による緑化活動や清掃活動などが活発に行われている地区
- エコロジカルネットワークを形成するうえで緑化の必要性が高い地区

今回は、本市を代表し緑化の核となる「合浦公園」や「野木和公園」とその周辺地区を、新たに緑化重点地区として設定し、全部で7箇所の地区を緑化重点地区としています。

図 7-1 緑化重点地区 位置図



(1) 中心市街地地区

中心市街地地区は、まちのにぎわいに寄与する多くの都市機能が集積している地区です。新町通りでは、市民団体や事業者がボランティアとして定期的に花苗の植栽ボランティア活動が行われています。また、青森市立地適正化計画では「青森駅周辺地区」が都市機能誘導区域として指定されています。

青森駅前や新町通りでは、テーマ性を持った街路樹の整備を進めるとともに、市民や事業者による緑化活動を促進し、緑と花に包まれた美しい市街地を形成します。

(2) 青い森セントラルパーク及び周辺地区

青い森セントラルパークは、みどりの拠点の一つであり、青森市総合体育館の整備により防災拠点としても重要な地区です。また、青森市立地適正化計画では「操車場跡地周辺地区」が都市機能誘導区域として指定されています。

青い森セントラルパークでは、青森市総合体育館を核にした防災機能に配慮した公園機能向上を図るとともに、民間活力を活用した公園利便性の向上に努めます。

(3) 平和公園周辺地区

平和公園周辺地区には緑豊かな平和公園や遊歩道緑地があり、松原地区では歴史文化に触れることができる地区です。平和公園では、市民団体や事業者がボランティアとして参加し、大花壇への花苗植栽といった緑化活動を定期的に行ってています。

平和公園では、現在の緑化活動を継続するとともに、活動の機会の場の創出を図ります。

(4) 新青森駅周辺地区

新青森駅周辺地区は広域交流の玄関口としての都市機能が整備されている地区であり、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った植樹帯緑化などにより「緑と花があふれる青い森」のイメージの定着を目指します。また、青森市立地適正化計画では「新青森駅周辺地区」が都市機能誘導区域に指定されています。

新青森駅周辺では、市民・事業者・行政がパートナーシップのもとで進めるみどりのネットワーク形成の推進に努めます。

(5) 浪岡緑道と浪岡駅周辺地区

浪岡緑道と浪岡駅周辺地区では、中心部を東西に流れる浪岡川の沿線約 2.9 キロメートルを結ぶ緑道は、「浪岡川クリーンの会」による清掃活動が行われているほか、上流側は史跡浪岡城跡と下流側は花岡公園に隣接し、主要なみどりの拠点となっています。また、「浪岡駅周辺地区」は、青森市立地適正化計画において都市機能誘導区域に指定されています。

浪岡地区全体で、市民・事業者・行政がパートナーシップのもと、地域に即したグリーンインフラの維持管理を推進します。

(6) 合浦公園周辺地区

合浦公園は青森県内で最初に開設された歴史ある都市公園として本市を代表する公園であり、みどりの拠点となっています。合浦公園においては、円形花壇における緑化活動、「市民一掃きデー」などの市民・事業者によるボランティア活動が行われています。また、青森春まつりなどのイベント会場として、地域のにぎわい創出の場となっています。

合浦公園では、市指定天然記念物の「三晉の松」の保全に努め、観光名所となるよう市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑化推進に努めます。

(7) 野木和公園周辺地区

西部に位置する野木和公園は、野木和湖と木々が美しい公園として、みどりの拠点となっています。野木和公園においては、「市民一掃きデー」や油川コミュニティ協議会主催の枝拾いなどの清掃ボランティアが定期的に行われており、中高生を含む多くの市民や団体が参加しています。また、合浦公園とともに青森春まつりなどのイベント会場として、地域のにぎわい創出の場となっています。

野木和公園では、市民・事業者・行政のパートナーシップによるグリーンインフラの維持管理に努めながら、みどりの名所づくりを推進します。



＜野木和公園 水辺散策園＞

7-3 緑化重点地区における緑化方針

1. 青森市立地適正化計画と整合した都市の拠点の緑化

青森市立地適正化計画における都市機能誘導区域については、都市の拠点としてふさわしい景観形成を目指し、既存ストックを活用したみどりのまちづくりを推進します。居住誘導区域については、快適な住居地域の形成のため、民有地の緑化を促進します。

2. 公園の利便性・快適性の向上

主要なみどりの拠点となる公園においては、市民の憩いの場としてだけでなく、広域的なレクリエーションの場としても重要であることから、指定管理者制度等の活用により利便性・快適性の向上を図ります。

3. 市民・事業者による緑化活動等の支援

市民・事業者とのパートナーシップによる緑化活動を支援し、その活動を広く周知します。

4. 緑地保全事業の検討

緑地の確約的な確保のため、特別緑地保全地区^{*1}の指定等を検討し、保全利用施設の整備、機能維持増進事業による保全対策を実施します。

*1：特別緑地保全地区：都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為に制限などにより現状凍結的に保全する制度

第8章 推進体制

8-1 各主体の役割

8-2 計画の進捗管理

8-1 各主体の役割

人口減少・少子高齢化が急速に進むなか、限られた人員・財政状況を踏まえ、本市の緑の保全及び緑化の施策の推進には、行政だけではなく、市民・事業者の役割がより一層重要となっています。

市民・事業者・行政のパートナーシップにより、基本理念である「わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森」を目指し、みどりのまちづくりを推進します。

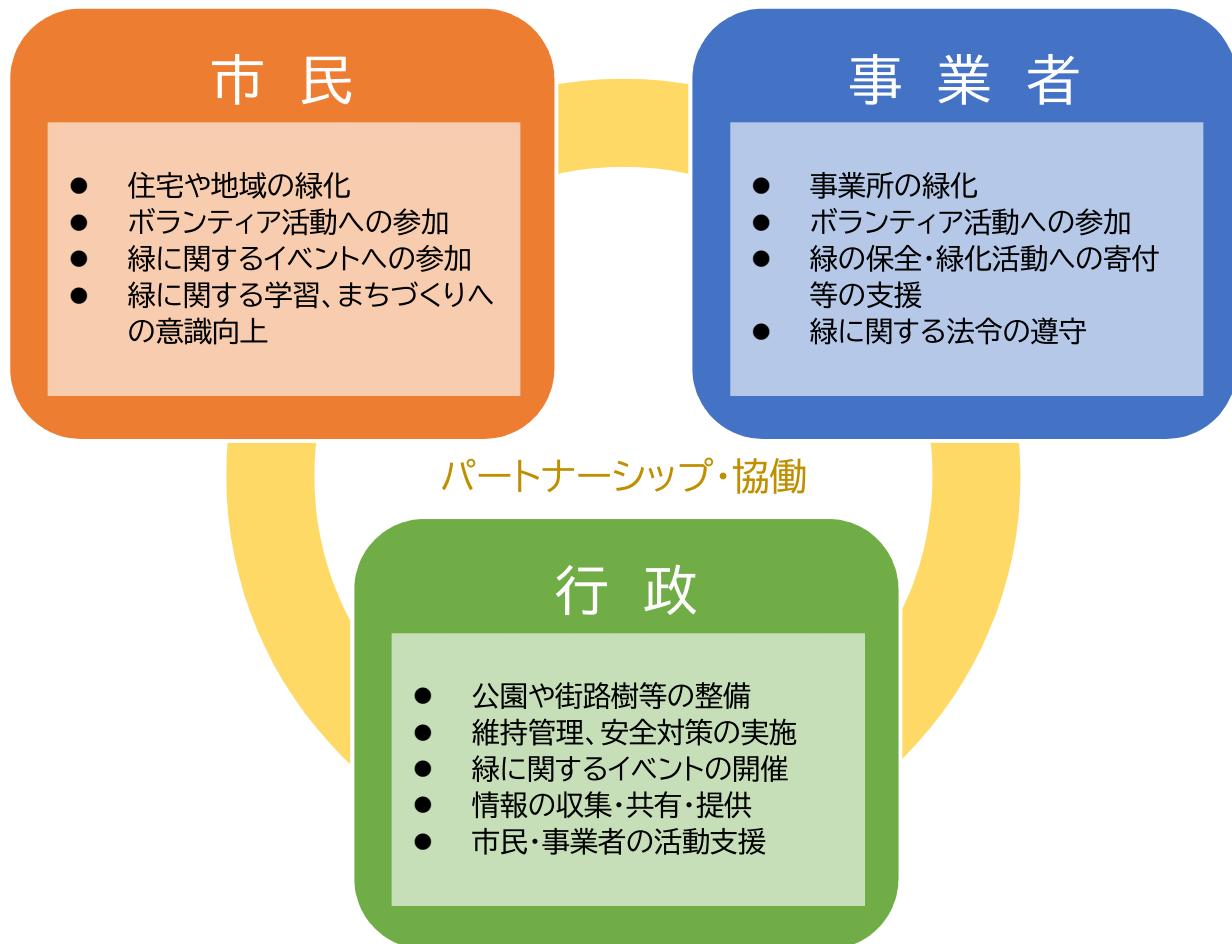


図 8-1 市民・事業者・行政の役割とパートナーシップ

8-2 計画の進捗管理

計画の進捗は、目標の達成状況、取組の実施状況により管理を行います。

目標年度は令和 17 年度ですが、計画期間中のフォローアップや進捗状況や社会状況の変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを実施します。